

小豆島町地域防災計画

(一般対策編)

令和 3 年 6 月

小豆島町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 計画の基本的考え方	13
第2章 災害予防計画	1
第1節 治山対策計画	1
第2節 砂防対策計画	2
第3節 河川防災対策計画	6
第4節 海岸防災対策計画	9
第5節 雨水出水防災対策計画	11
第6節 ため池等農地防災対策計画	13
第7節 都市防災対策計画	14
第8節 建築物等災害予防計画	15
第9節 海上災害予防計画	17
第10節 航空災害予防計画	18
第11節 道路災害予防計画	19
第12節 危険物等災害予防計画	20
第13節 大規模火災予防計画	21
第14節 林野火災予防計画	22
第15節 原子力災害予防計画	23
第16節 農林水産関係災害予防計画	25
第17節 ライフライン等災害予防計画	26
第18節 防災施設等整備計画	27
第19節 防災業務体制整備計画	29
第20節 保健医療救護体制整備計画	32
第21節 緊急輸送体制整備計画	33
第22節 避難体制整備計画	35
第23節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	40
第24節 文教災害予防計画	42
第25節 ボランティア活動環境整備計画	44
第26節 要配慮者対策計画	45
第27節 防災訓練実施計画	49
第28節 防災知識等普及計画	52
第29節 自主防災組織育成計画	56
第30節 風災害予防計画	58
第31節 被災動物の救護体制整備計画	59

第3 2 節	帰宅困難者対策計画	60
第3 3 節	竜巻等突風対策計画	62
第3 章	災害応急対策計画	1
第1 節	活動体制計画	1
第2 節	広域的応援計画・広域避難受入計画	10
第3 節	自衛隊災害派遣要請計画	14
第4 節	気象情報等伝達計画	17
第5 節	災害情報収集伝達計画	28
第6 節	通信運用計画	31
第7 節	広報活動計画	36
第8 節	災害救助法適用計画	38
第9 節	救急救助計画	41
第1 0 節	医療救護計画	43
第1 1 節	緊急輸送計画	47
第1 2 節	交通確保計画	49
第1 3 節	避難計画	52
第1 4 節	食料供給計画	61
第1 5 節	給水計画	63
第1 6 節	生活必需品等供給計画	64
第1 7 節	防疫及び保健衛生計画	66
第1 8 節	廃棄物処理計画	69
第1 9 節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	71
第2 0 節	住宅応急確保計画	73
第2 1 節	社会秩序の維持計画	75
第2 2 節	文教対策計画	76
第2 3 節	公共施設等応急復旧計画	79
第2 4 節	ライフライン等応急復旧計画	81
第2 5 節	農林水産関係応急対策計画	83
第2 6 節	災害対策要員の動員計画	85
第2 7 節	ボランティア受入計画	86
第2 8 節	要配慮者応急対策計画	88
第2 9 節	被災動物の救護活動計画	91
第3 0 節	水防等活動計画	92
第3 1 節	海難等災害対策計画	94
第3 2 節	海上大量流出油等災害対策計画	95
第3 3 節	航空災害対策計画	96
第3 4 節	道路災害対策計画	97
第3 5 節	危険物等災害対策計画	98
第3 6 節	大規模火災対策計画	99

第37節	林野火災対策計画	100
第38節	原子力災害対策計画	101
第4章	災害復旧計画	1
第1節	復旧復興基本計画	1
第2節	公共施設等災害復旧計画	3
第3節	被災者等生活再建支援計画	4
第4節	義援金等受入配分計画	8

[注 記]

この計画において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

用 語	意 義
住 民	町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。
要 配 慮 者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。
町	小豆島町の課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防 災 関 係 機 関	国、県、他市町、指定公共機関、指定地方公共機関及び小豆島町の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指 定 公 共 機 関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵便株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港湾局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公 共 的 団 体	小豆島町の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協、漁協等の経済団体、医師会、歯科医師会、女性団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の 管 理 者	小豆島町内の民間病院、学校、保健・福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ラ イ フ ラ イ ン	上水道、電力、電気通信の事業をいう。

第1章 総則

第1節 総 則

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び町の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小豆島町防災会議が策定する小豆島町地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか「地震対策編」、「津波対策編」、「水防計画編」及び「資料編」の5編で構成する。

2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定により策定された香川県国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、香川県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 県民の命を守る
- (2) 県と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う
- (5) 四国の防災拠点の機能を果たす

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

4 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

5 住民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的

被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

町は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともにその内容を県に対して報告し、公表する。住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

住民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

① 日頃の備え

ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

イ 家族でする防災

- ・家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく。(家屋、家具等の安全対策もしておく)
- ・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- ・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- ・家族一人一人の役割を話し合っておく。
- ・3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する)

ウ 地域でする防災

- ・自主防災組織や消防団に参加する。
- ・防災訓練や研修会に参加する。

② 災害時の備え

ア 家族でする防災

- ・町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- ・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ・危険な場所に近づかない。
- ・危険が迫ってきたら、町長の発出する避難情報により、又は自主的に避難する。
- ・定められた場所に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)

イ 地域でする防災

- ・初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や避難の誘導をする。(特に要配慮者に配慮する)
- ・異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る防災に関し、町、県、本町の区域内を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 町及び小豆地区消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小 豆 島 町	(1) 町地域防災計画の作成及び町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設等の整備及び点検 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 特別警報等の住民への周知 (10) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並び

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	に指定避難所の開設 (11) 避難行動要支援者の避難支援活動 (12) 消防、水防その他の応急措置 (13) 被災者の救助、救護その他保護措置 (14) 被災した児童生徒等の応急教育 (15) 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) ボランティア活動の支援 (20) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県及び県関係機関（小豆総合事務所含む）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	(1) 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設等の整備及び点検 (8) 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 特別警報等の住民への周知 (11) 被災者の救助、救護その他保護措置 (12) 被災した児童生徒等の応急教育 (13) 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 (14) 緊急輸送等の確保 (15) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (16) 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 (17) 災害復旧の実施 (18) ボランティア活動の支援 (19) その他災害の防御又は拡大防止のための措置
小 豆 警 察 署	(1) 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握 (2) 被災者の救出救助及び避難誘導 (3) 交通規制及び管制 (4) 広域応援等の要請及び受入 (5) 遺体の検視（見分）等の措置 (6) 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 広 域 水 道 企 業 団	(1) 災害時における水道の被害情報の収集及び県、市町への報告連絡 (2) 災害時における水道水の供給確保 (3) 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	(1) 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 (2) 警察庁及び他管区警察局との連携 (3) 支局内防災関係機関との連携 (4) 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 警察災害派遣隊の運用 (7) 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	(1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監視 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監視 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 (4) 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	(1) 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 (4) 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	(1) (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	(1) 労働災害防止についての監督指導等 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 (3) 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 (4) 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 (5) 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 (6) 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ (5) 被災地への営農資材の供給の指導 (6) 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 (7) 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 (8) 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 (9) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(香川森林管理事務所)	止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四 国 経 済 産 業 局	(1) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 (2) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部	(1) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 (2) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局 (香川河川国道事務所 ・緊急災害対策派遣隊 [TEC-FORCE ・リエゾン])	(1) 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 (2) 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 (3) 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 (4) 海上の流出油等に対する防除措置 (5) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (6) 空港の災害復旧 (7) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	(1) 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 (2) 陸上及び海上における緊急輸送の確保 (3) 自動車運送事業者、海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	(1) 空港施設の整備及び点検(管制部門) (2) 災害時の飛行規制等とその周知 (3) 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) ※(1)及び(3)の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国 土 地 理 院 四 国 地 方 測 量 部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 (4) 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言に関すること
大 阪 管 区 気 象 台 (高松地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び、発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 高 松 海 上 保 安 部 (小豆島海上保安署)	(1) 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 (2) 災害時における人員及び物資の緊急輸送 (3) 海上における流出油等の防除、海上交通の安全確保、治

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	安の維持 (4) 航路標識等の整備
中国四国地方環境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の実施 （被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等）

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独) 国立病院機構 中国四国グループ	(1) 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四国支社	(1) 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 (3) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 (高松支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
日本赤十字社香川県支部	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄及び配分 (4) 血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) (香川支店) 四国福山通運(株) (高松支店) 佐川急便(株) (四国支店) ヤマト運輸(株) (香川主管支店) 四国西濃運輸(株) (高松支店)	(1) 災害時における陸上輸送の確保
中国電力ネットワーク(株) 小豆島ネットワークセンター	(1) 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	(1) 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)香川県バス協会、 (一社)香川県トラック協会	(1) 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	(1) 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	(1) 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 (2) 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 (3) 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時におけるLPガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 関係機関が行う被害調査の協力 (2) 被災施設等の災害応急対策 (3) 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工會	(1) 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 (2) 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
小豆郡医師會 医療機関 歯科医師會 薬剤師會	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護
社会福祉協議會	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (2) ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	(1) 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 (2) 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
小豆島 オーリーブバス(株)	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における陸上輸送の確保
国際両備フェリー(株) 小豆島フェリー(株)	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における海上輸送の確保
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の斡旋、その他緊急措置
燃料・危険物 取扱機関	(1) 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 (2) 事業所における施設・設備の災害予防対策の実施 (3) 災害時における危険物の保安措置 (4) 災害復旧用資機材等の整備・確保 (5) 町等の燃料確保に関する協力
危険物施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置
町内各種団体	(1) 町災害対策本部の行う救護活動への協力

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 (2) 防災訓練及び研修に積極的な参加するなどして、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 (4) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 (5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 (6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 (7) ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 (8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 (9) 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 (10) 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 (11) 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 (12) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 (13) 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 (2) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 (3) 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や指定避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 (4) 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 (5) 災害時に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 (6) 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 (7) 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 (8) 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 (9) 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 (10) 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

- (11) 事業者及び災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
(2) 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
(3) 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
(4) 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。
(5) 災害時における事業活動を継続的に実施する。

第3節 計画の基本的考え方

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。また、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震の発生により、九州地方や大阪、北海道においても多大な被害と住民生活への影響が出ている。

風水害等災害においては、平成26年8月の広島土砂災害をはじめ、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風第10号、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨や頻発した台風による被害が発生しており、これらの大災害を踏まえて、国においては、平成24年度以降毎年のように災害対策基本法の改正のほか、防災基本計画の修正が行われている。

平成24年6月の災害対策基本法改正では、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。さらに、平成25年6月の改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられた。

平成26年11月の災害対策基本法改正では大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成27年8月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成28年5月には大規模災害による放置車両対策を強化する改正等が行われた。

また、土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、水防法・下水道法・廃棄物処理法等の改正に伴う災害対策、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、ICTの活用、自助・共助の推進、広域大規模災害を想定した備え等の対策が盛り込まれている。

県においては、国の防災基本計画や関係法令等の改正、各地で発生した大規模災害への対応から得られた教訓等を踏まえ、随時、香川県地域防災計画の見直しが行われている。直近では、平成31年2月に修正が行われた。

本町においても、国・県の度重なる修正対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、小豆島町地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、住民、地域、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

また、本節の内容は、「地震対策編」「津波対策編」においても共通の考え方とする。

1 災害に強いまちづくり

(1) 地震（津波）災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体

制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、広域的な大規模被害が想定される南海トラフ地震に際しては、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の伝達や住民の避難誘導及び災害未然防止活動のほか、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入体制の整備を検討していく。

住民、事業所等の職員は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努めるものとする。

(2) 風水害対策の推進

台風・集中豪雨等による河川の氾濫、高潮等風水害の被害を軽減するため、今後も河川、海岸施設等の改修、治水施設の整備、水防体制及び避難体制の強化等を図る。

(3) 土砂災害対策の推進

本町の丘陵・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達、避難情報の発令基準を明確にし、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

(4) その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、林野火災、危険物災害、海難事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備を推進する。

2 災害に強い人づくり

(1) 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域の被害を軽減するが、人命救助等に行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、住民の災害時の役割は極めて重要である。このため、町は、地域及び職場等を通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、また、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげるものとする。

(2) 共助能力の向上

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、地域住民、事業所、団体などの様々な主体による「共助」の取組を推進していく。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域

の自主防災活動の育成支援を図るとともに、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。

(3) 企業・団体等の力の取込み

企業や産業団体等との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

企業や産業団体については、業務継続計画の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。町の応急初動対応、ライフライン復旧、災害廃棄物処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

3 災害に強いシステムづくり

(1) 地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、町地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

(2) 業務継続体制の充実

大規模災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務継続計画に基づいた取組を推進する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

(3) 防災・救助体制の整備

役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設等の耐久化・耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

また、防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の充実に努める。

(4) 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した「避難行動要支援者名簿」を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林造成、保安林整備等の治山事業を推進する。

総務班、農林水産商工班、土木班

1 実施内容

(1) 治山事業

町は、山地災害危険地区における災害を未然に防止するため、県の実施する治山事業に協力し、危険度の高いところから優先的に治山事業を推進する。

(2) 単独県費補助治山事業

町は、人家の裏山等小規模な山地災害について、防災工事又は復旧工事を行う。

(3) 山地災害危険地区の周知等

町は、県の山地災害危険地区の見直し結果を地域防災計画へ反映し、防災マップの作成及び地域住民等への周知を行い、防災意識の向上に努め山地災害の未然防止を図るとともに、県及び関係機関と連携・協力し、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図る。

なお、山地災害危険地区の周知に当たっては、施設では守りきれない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

(4) 要配慮者利用施設対策

町は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地において県が実施する治山事業を優先的に推進するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者等に提供し、周知し、山地災害の未然防止を図る。

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を推進する。

農林水産商工班、土木班

1 実施内容

(1) 防災工事の実施

① 砂防事業

町内の山地部は近年所有者においての維持管理が充分行われていない現状であり、一部にはまだ51年災害の爪跡である崩壊が所々に見られる。

河川、溪流における土砂の流出が土石流を引き起こす大きな原因であり、また水害を大ならしめる要因となるので、流路内への土砂流入の抑制と土砂、石礫の安定を図るため通常砂防事業を地域住民の理解と協力を得ながら、事業が推進できるよう県に協力する。

② 急傾斜地崩壊対策事業

町内の急傾斜地崩壊危険地区については、順次防止対策事業を施工してきたが、まだまだ危険な箇所は数多く見受けられる。急傾斜地の崩壊によって起る土砂災害は人命財産等に及ぼす被害が誠に大なるものがあるので、それぞれの地区に適した防止事業を地区住民の理解と協力を得ながら、今後も推進する。

③ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地区に適した防止事業を、地区住民の理解と協力を得ながら、事業が推進できるよう県に協力する。

(2) 総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県の土砂災害警戒区域等に関する資料に沿って、広報活動等行い、地域住民等への周知を徹底する。

② 警戒避難体制の確立

町は、住民の避難体制の強化のため、県から必要な助言を受け、警戒避難体制の整備を推進するため、次の内容について定める。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用
- ・ 警戒避難体制をとる範囲
- ・ 適切な避難方法の周知
- ・ ハザードマップ等の作成
- ・ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

- ・ 防災意識の普及

③ 情報の収集、伝達体制の確立

町は、県や住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

情報の具体的な収集方法及び伝達方法は以下のとおりとする。

ア 収集する情報及び収集方法

収集する情報	手段（収集方法）
土砂災害発生の予測に活用するための気象・雨量情報	インターネット（気象庁、香川県などのウェブサイト）、テレビ、ラジオなど
土砂災害警戒情報	香川県からの防災システム、FAX
土砂災害の前兆現象	住民、警察、消防団等からの通報（電話など）
災害発生情報	住民、県土木事務所、警察、消防団等

- ・ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池などを備蓄する。

イ 伝達する情報及び伝達方法

伝達する情報	手段（伝達方法）
土砂災害警戒区域等や避難所などの情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地に危険箇所標示板の設置（町） ・ 地域防災計画への記載 ・ 土砂災害ハザードマップの作成・配布
避難指示 避難所の開設情報など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町防災行政無線（屋外・戸別受信機） ・ 緊急速報メール ・ 県防災情報システム（防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート等）

④ 避難情報の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

⑤ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理及び防災対策

町及び県は、土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の適切な管理を進める。

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

⑥ 住民に対する普及啓発

町は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(3) 要配慮者利用施設対策

① 町は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、県の土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、警戒避難体制の確立に努める。

② 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報を次のいずれかの方法により伝達する。

ア 電話による伝達

イ 町防災行政無線による伝達

ウ 広報車による伝達

エ ラジオ、テレビ放送等による伝達

オ 伝達員による個別伝達

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

③ 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

(4) 土砂災害防止法への対応

① 警戒避難体制の整備

町は、町内において土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」に指定された場合、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な次の事項を、土砂災害警戒区域等リストとして取りまとめ、地域防災計画資料編に掲載する。また、土砂災害に関する避難指示等の情報を、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール（エリアメール等）等を利用して、直接住民へ伝達する。土砂災害に対する避難情報の判断基準については、避難情報の発令基準と避難行動の基準による。

- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 予報又は警報の発令及び伝達

- ・ 避難
 - ・ その他必要な事項
- ② 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。

- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 急傾斜地等の崩壊等のおそれがある場合の避難地及び避難方法など
- ・ その他必要な事項

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。また、十分な排水対策を行い、浸水対策を強化する。

土木班、香川県広域水道企業団

1 河川対策

(1) 河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の河川工事の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸等を行うとともに、県による上流ダムの管理運用により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

(2) 水災防止対策の実施

町は、水防法の定めるところにより、水位周知河川の指定、水防警報河川の指定、浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップの配布等の事前情報の提供や災害時の情報共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるよう努めるとともに、水防団の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 避難情報の発令基準の設定

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確

保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

② 洪水浸水想定区域の指定

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

③ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町地域防災計画における措置

a 町地域防災計画において定める事項等

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事情、防災訓練として町が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民・滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

なお、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、洪水予報については、避難指示の発令にあたり特に緊急を要する情報として、国、県とのホットラインを活用した情報共有を図る。

b 町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

a 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

④ 洪水ハザードマップの作成・普及

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等、氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努める。

また、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、地域住民に配布・周知を図る。

⑤ 水防団の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するなど、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

⑥ 大規模氾濫減災協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「香川県大規模氾濫等減災協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(3) 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を行い、町土の保全を図る。

土木班、農林水産商工班

1 実施内容

(1) 海岸工事の実施

① 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

② 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

③ 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

④ 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

⑤ 海岸保全施設の維持及び修繕

定期的な巡視又は点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、対応が必要な変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画の策定を推進し維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(2) 水災防止対策の実施

水災防止対策を推進する。

① 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また町は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

② 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場

所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

また、高潮浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、町の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

さらに、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は当該要配慮者利用施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、大規模工場等の所有者又は管理者は当該大規模工場等の高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画をそれぞれ作成し、訓練を実施するほか自衛水防組織を設置するよう努めるとともに、計画を作成又は自営水防組織を設置したときは、遅滞なく町に報告する。

③ 高潮ハザードマップの作成、普及の促進

町は、四国地方整備局又は県による高潮等に関する情報等を基にハザードマップの作成、普及を図る。

(3) 水門等の施設及び維持補修

① 町及び県管理の水門等

海岸及び河口部の流水排除の水門等の操作は地元関係者へ委託するが、大修繕の必要がある場合は県費及び受益者負担等を得たうえで管理者において実施する。

② 農業関係の樋門

農業関係の海岸及び河口部の内陸水の樋門、水門の操作については地元受益者が行っているが、大修繕の必要がある場合は国県補助及び受益者の一部負担により実施する。

(4) 潮位及び風向、風速の観測並びに連絡等

潮位及び風向、風速の観測については、高松气象台及び県と連絡をとり、沿岸の潮位を観測し特に台風時には潮位の異常上昇に注意し相互に情報を交換する。

また、台風時期には漁港の漁船の安全を図るため、漁船を陸あげする等の指導を行い、万全を期する。

第5節 雨水出水防災対策計画

雨水出水（内水）による浸水災害を防止するため、下水道事業における雨水排除対策を進めることにより、水防対策を推進する。

土木班

1 実施内容

(1) 水災防止対策の実施

町は、必要に応じて、雨水出水浸水想定区域の指定や雨水出水ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

① 雨水出水に係る周知排水施設等の指定

町は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

② 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

③ 雨水出水浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該雨水出水浸水想定区域ごとに、雨水出水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民・滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

また、雨水出水浸水想定区域内に、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの又はその他の施設でその雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する雨水出水に係る予報等の伝達方法を定める。

④ 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表

町は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

⑤ 民間の雨水貯留施設等との連携

町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第6節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

農林水産商工班

1 実施内容

(1) ため池管理者に対する指導等

町、土地改良区等は、台風季節や雨期に際しては各ため池管理者に対し、ため池の貯水量を最低水量に調整し、余剰水は排水するよう指導するとともに、危険箇所については適当な措置を講じるように連絡指導する。

(2) ため池等整備事業

町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池所有者に対し、補修対策について指導を行い、ため池の整備を進める。

(3) 農業用排水路の整備

農業用排水路は未整備が多いため、昭和51年の台風17号の集中豪雨により大災害をこうむった。

未整備の用排水路を中心に国・県事業の導入により整備を進める。また、特に台風季節には排水路の整備（溝さらえ等）を行うよう受益者（農家）に対し指導する。

(4) その他防災事業

町は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては、県の農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を導入して、可及的に整備を行う。

(5) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップを作成する。また、作成した浸水想定区域図及びため池ハザードマップの普及啓発を図るものとし、県はこれを支援する。

第7節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、内海都市計画区域マスタープランとの連携を図り、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

総務班、土木班

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理等

町及び県等は、都市計画区域内において健全な街区を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

町及び県等は、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

町及び県等は、街区の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、町地域防災計画及び内海都市計画区域マスタープランとの有機的な連携を図りつつ、都市計画を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(3) 地区計画による防災まちづくり

町は、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、住宅密集地において、土地区画整理事業の実施や防災街区整備地区計画制度の活用等により、公園や道路等のオープンスペースを確保し、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保を図る。

(4) 防災ネットワークの形成

町は、災害時における避難地や防災拠点、避難路、緊急輸送路などの確保・機能強化を図るために、都市公園等のオープンスペースの確保、道路の整備を進め、防災ネットワークの形成を図る。

第8節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

土木班

1 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布、広報等普及活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 建築物防災週間

毎年春秋の全国火災予防週間に同調してそれぞれ週間行事として実施する。

3 特殊建築物の防災指導

町は、消防本部と連携し、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

4 違反建築物の指導

町は、県と連携し、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、建築確認により、違反建築物の防止を図る。

5 被災建築物応急危険度判定

町は、県と連携し、災害により被災した建築物の危険度を判定するため、応急危険度判定士の利用を図る。

6 建設業関係者との連携

町は、建築物防災対策推進のため、建設業関係者等に協力を依頼する。

7 不燃耐震性建築物の建築促進対策

- (1) 住宅金融支援機構融資による耐火建築物の建設促進
- (2) 住宅地区改良事業促進

8 落下物等の防止対策

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防

ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

第9節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油もしくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

土木班

1 基礎資料の収集及び調査

- (1) 過去の海上災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料を収集し対策樹立の参考とする。
- (2) 災害発生の予想に関する資料（気象、海象、地震等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予測並びに判断のための諸資料）を整理する。
- (3) 町内の各港湾の状況、特に避難港、危険物の荷役場所等の状況を把握する。
- (4) 台風、突風、高潮等の災害から船舶の安全を守るため定期連絡船、各港在泊船の実態を把握する。
- (5) 防災施設、器材等の種類、配置状況を確認する。
- (6) 関係機関の災害救助計画との関連を把握する。

2 資機材の整備等

町は、高松海上保安部、警察本部、関係事業者等と連携し、捜索、救助・救急活動を実施するため、救助用資機材等の整備に努める。

3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

町は、高松海上保安部、県、関係事業者等と連携し、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 海ごみ対策

町は、県、四国地方整備局等と連携し、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

5 関係機関との連携

町は、気象状況、災害情報、避難情報その他防災業務の円滑な実施を図るため、関係官公庁及び海事関係者等の連絡先を把握する。

第10節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

総務班

1 資機材の整備等

町及び消防本部、高松空港事務所、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

第 1 1 節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

土木班

1 道路施設等の整備

道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- ・ 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- ・ 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ・ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ・ 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強、整備に努める。
- ・ 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- ・ 危険物及び障害物の除去等災害予防に努める。
- ・ 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

2 パトロールの実施

町は出水期前に予想危険箇所のパトロールを強化し、維持補修に努め災害を未然に防止するよう努める。

3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の整備を図る。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 1 2 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

総務班、消防署

1 施設の安全性の確保

小豆島東消防署、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。
- ・ 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、災害のため必要な措置の検討や、応急対応にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 資機材の整備等

町及び小豆島東消防署は、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

3 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

町は、県及び関係機関と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じてその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。

第13節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

総務班、消防署、消防班

1 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置を推進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防設備等の設置を推進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- 高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防火管理体制の充実を図る。
- 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車の消防用機械、資器材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

町は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第14節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

総務班、農林水産商工班、消防署、消防班

1 消防施設等の整備

町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- ・ 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道等の整備を図る。
- ・ 林野火災用工作機器、可搬式消火機材など資機材の整備を図る。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する町消防機関の相互援助協力によることが多いので、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図るものとする。

3 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携して、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

町は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、横断幕、立看板、広報誌、ポスター、防火標識板等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第15節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

総務班、消防班、香川県広域水道企業団

1 概要

本町及び香川県周辺の原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所、島根県にある島根原子力発電所で、町役場庁舎からの距離は、それぞれ約 209 k m、約 163 k m の位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生防止及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、町は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、県、国等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

町及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

第16節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

農林水産商工班

1 農作物対策

町は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導に努める。

2 園芸等施設対策

町は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策

町は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努めるものとする。

4 林業対策

町は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

町は、漁業協同組合等と連携して、合理的な海上施設の設置及び気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船の安全確保を図る。

第17節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性の確保に努めるとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合を想定し、想定に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、町とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

電気事業者、電気通信事業者、香川県広域水道企業団

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図る。

3 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

第18節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

総務班、土木班、消防署、消防班、香川県広域水道企業団

1 水防施設等

町は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

2 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善を図るとともに、定期的な点検をはじめ適切な管理を行い性能維持に努める。
- (2) 町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

3 通信施設等

- (1) 町及び県、防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ・ 商用電源停電時も通信施設に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、消防庁、県、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ・ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

- ・ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用を推進する。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に住民への情報伝達に有効な同報系無線である防災行政無線は可及的速やかに更新し、難聴地区の解消とデジタル化により通信の確実性・安定性の向上を図る。
- (3) 町は、大雨又は集中豪雨等による水害の発生を予知するためにこれらによる災害発生のおそれがあるときは、町長は雨量観測所に対し、必要に応じ観測結果の通報を依頼する。

4 その他施設等

道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

第19節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

総務班

1 職員の体制

- (1) 町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。
また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (4) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

- (5) 町は、近隣町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (6) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。

3 民間事業者との連携

町及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

5 防災中枢機能等の確保、充実

町及び県、防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

6 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。これに対して、県は助言を行うものとする。

7 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

8 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意したうえで、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

第20節 保健医療救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療救護体制の整備を図る。

保健医療民生班、小豆島中央病院企業団

1 初期医療体制の整備

町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させる。

2 後方医療体制等の整備

町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院の確保を図る。

3 医薬品等の確保

町は、救護所における医療活動のため必要な標準的医薬品、医療資機材等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制を整備する。

4 応急復旧対策

町内の医療機関は、災害発生時における上水道、電力等のライフラインの停止、医療機能の大幅な低下に備え、応急復旧に関する計画を策定するものとする。また、職員の動員、資機材の確保、ライフラインを復旧するための関係機関に対する連絡体制の確立など、基本的な計画を作成するものとする。

5 ライフラインの確保

保健医療救護活動に必要な上水道、電力等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

【災害拠点病院・DMAT活動拠点本部】

地区	番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
小豆	1	小豆島中央病院	184	小豆島町池田 2060-1	0879-75-1121

【広域救護病院】

地区	番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
小豆	1	小豆島病院	224	小豆島町池田 2519-4	0879-75-0570
	2	牟礼病院	47	小豆島町安田甲 33	0879-82-1111
	3	小豆島中央病院	184	小豆島町池田 2060-1	0879-75-1121

第21節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

総務班、土木班

1 緊急輸送路の指定等

町は、県指定の緊急輸送路（道路、港湾等）の管理者と連携をとり、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送路の確保に努める。また、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保するものとする。

県指定の緊急輸送路は次のとおりである。

(1) 道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

(2) 港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

4 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、警察本部に対し、緊急通行車両の事前届出を行う。

町及び県は、災害協定及び契約を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

5 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結す

るなど体制の整備を図る。

- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

県指定の緊急輸送路

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
国道436号	土庄町～小豆島町安田
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
(坂手港、土庄港)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
国道436号	小豆島町安田～福田

【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
坂手港	地方港湾	香川県	坂手地区	→坂手港臨港道路→坂手港線
土庄港	地方港湾	香川県	土庄町 大木戸地区	→畝木臨港道路→県道本町小瀬土庄港線 →国道436号

第22節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路の確保、避難情報の発令基準の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

総務班、保健医療民生班、文教班、各施設管理者

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

指定にあたっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所又は指定避難所を近隣市町に設ける。

町及び県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会等の地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

(2) 指定避難所の指定

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等の公共的施設等をその管理者の同意を得た上で被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

指定にあたっては、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であり、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談

等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等については、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 指定避難所の整備

指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・非常用電源
- ・テレビ、ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

2 避難路の選定

避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して選定するものとし、原則として次の道路とする。

- (1) 国道及び県道並びに町道
- (2) 通学路
- (3) 幅員2メートル以上の集落道で町長が指定したもの

3 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

4 避難情報の発令基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、避難情報の発令基準及び伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を定めておくものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水とため池氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難情報の発令基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

町は、避難情報を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求める高齢者等避難、またすでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

5 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

6 避難計画の策定

町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

当該避難計画には、町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所そ

の他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所等の運営について、あらかじめ、指定避難所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進する。町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

7 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

8 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

9 要配慮者への対応

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、策定済の要配慮者支援計画の運用等の、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により町に作成が義務付けられており、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

10 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目

的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

11 児童生徒等への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

12 土砂災害対策

町長は、町地域防災計画に基づき、山地災害危険地区等や土砂災害警戒区域内等に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

13 河川災害対策

町内に浸水想定区域が指定された場合、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者等は避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を作成し、この計画を町に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

14 孤立地域への対応

町は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第23節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

保健医療民生班、香川県広域水道企業団

1 食料等の確保

- (1) 町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協議するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 水道事業者は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 水道事業者は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸

送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との連絡調整に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等システムに登録しておくものとする。

第24節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒等、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を推進する。

文教班

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。また、学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設・設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第25節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

保健医療民生班、社会福祉協議会

1 協力体制の確立

町は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

町は、県、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 ボランティアの登録等

町社会福祉協議会（日本赤十字社）において、災害救援のボランティア活動に参加協力する団体及び個人を赤十字防災ボランティアとして、事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第26節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

保健医療民生班、社会福祉協議会

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 町、及び県は、被災者の救出や受入の調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ・ 利用者及び従事者等に対して避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ・ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、町要配慮者支援計画を随時更新するとともに、地域と連携して災害時に効果的に運用することで適切な援護を行う。また、改正災害対策基本法で下記①～⑦のとおり義務づけられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、全体計画に定めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用

に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

① 避難支援等関係者となる者

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 消防団
- オ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- カ 警察

② 名簿に掲載する者の範囲

- ア 身体障がい者
- イ 精神障がい者
- ウ 知的障がい者
- エ 要介護等認定者
- オ 高齢者のみの世帯
- カ 前各号のほか、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者

③ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 住民基本台帳
- イ 健康づくり福祉課より提供
- ウ 高齢者福祉課より提供
- エ 県福祉部局に提供依頼
- オ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

④ 名簿の更新に関する事項

- ア 住民基本台帳
- イ 避難支援等関係者による名簿の確認
- ウ 関係機関からの情報提供
- エ 更新時期については、要支援者の死亡、住民登録の変更や社会福祉施設等へ入所等も考慮し、年1回9月を基準として更新する。

⑤ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ提供する。

なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

イ 町内の一地区の自治会や自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を

提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

⑥ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくとともに、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと、また、必ず地域の避難支援等関係者に助けってもらえると決め込んで待っているだけではいけないことや、避難支援等関係者の安全確保のため、支援ができなかったとしても責任を伴うものではないことを周知する。

(2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、町は、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行う。

自治会及び自主防災組織は、共助の精神に基づき、地域内の要配慮者の状況を把握し、災害時の避難方法について平常時から確認・周知に努める。

(3) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。

(4) 難病患者への対応のため、町は、県との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所の指定等

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

(2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所や福祉避難所、大きな字で見やすい標識板など、要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

4 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。
- (2) 町は、外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施、やさしい日本語による情報伝達等により、防災知識の普及啓発に努めるとともに、必要に応じて通訳ボランティア等の要請を行う。

5 旅行者の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者に対して、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、案内表示板等の整備に努める。

6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第27節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

総務班、全庁

1 総合訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、香川県地域防災計画に基づいて県が毎年1回以上行う総合防災訓練に協力・参加するものとする。なお、町においても毎年7月中に総合防災訓練を実施する。

訓練の内容は次のとおりとする。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

町は、消防関係者と協力して年1回あらゆる事態を想定し、これに対する水防工法並びに出動警戒避難等を併せて水防時期以前において実施するものとする。

なお、具体的な訓練計画はその都度たてるものとするが、事前に消防、警察、土木等の関係機関と十分協議打合せを行うとともに、決定した実施内容は各方面に周知するものとする。また、県の実施する水防訓練に協力し、これに参加する。

5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 海上防災訓練

小豆島海上保安署が中心となって次のとおり訓練を実施する。

- (1) 天災地変に際しての救助救援等各種防災訓練
- (2) 大規模な船舶等の遭難に備えての救護訓練
- (3) 大規模な流出油等災害対策訓練

7 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとする。
- (3) 学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

8 非常通信連絡訓練

町及び県、防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、模擬非常通報等の訓練を行う。

9 非常招集訓練

町及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

10 事故災害訓練

突発的な海難事故、油流出事故等に対し、迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

11 土砂災害に関する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

12 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、

避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

13 学校安全避難訓練

各校の消防計画によって年1回以上、教育委員会が実施する。

14 病院避難訓練

各病院の消防計画によって年1回以上、経営者が実施する。

15 宿泊施設避難訓練

3階以上の宿泊施設は、それぞれの消防計画によって年1回以上、経営者が実施する。

第28節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災意識等の普及にあたっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

総務班、文教班

1 防災知識の普及

防災知識の普及宣伝は、常時災害担当機関が適当な方法で行うものとするが、町が行う総合的な広報は総務課において各関係機関からの資料を得て行うものとする。

2 防災思想の普及

「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

3 職員に対する防災研修

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して次に掲げる事項について防災研修を行う。

- ・ 災害に関する基礎知識、町内における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

4 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の方法で行う。

- (1) 町内の各放送施設利用による普及
- (2) 行政防災無線利用による普及
- (3) 町広報誌による普及

- (4) ポスター、チラシ等による普及
- (5) 広報車の巡回による普及
- (6) その他、講習会等による普及

5 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。なお、普及啓発にあたっては、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。
 - ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
 - ・ 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
 - ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
 - ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
 - ・ 正確な情報入手の方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 避難指示等の意味や内容、発令時にとるべき行動
 - ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路での行動など避難に関する知識
 - ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
 - ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
 - ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
 - ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言サービス等）の活用
 - ・ 被災体験の伝承
被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。

6 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各学科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

8 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、町は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

9 災害情報の提供等

町は、災害状況を記録し及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

10 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第29節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

総務班、消防班

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織のリーダー研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとする。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

- (2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。
- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
 - ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
 - ・ 津波浸水想定の区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。
- (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むにあたっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - イ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路及び方法等の確認
 - ウ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
 - エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - カ 災害が発生し、又は発生しようとするおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成、及び周知

キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

第30節 風災害予防計画

総務班、消防班、農林水産商工班

1 一般風害予防対策

(1) 樹木、高層建築物の風害予防措置

寺社の境内等に多く見られる大木の管理者に対し倒木防止のための補強を行い、警戒に努めるよう指導する。また、高層建築物の管理者にも倒壊、折損等による危険を防止するため必要な補強工事を行い、強風時の監視警戒に努めるべく指導する。

(2) 路上占用物の風害予防措置

広告、看板、ネオン等の管理者は、強風による転落飛散の予防措置を講じ、又は安全な位置に移すなど警戒管理に努めるよう指導する。

(3) 簡易建築物の風害予防対策

バラック建築、プレハブ建築等を有する建物の管理者は軽量建物をロープで固定する等あらかじめ危険防止の措置を講じるべく指導する。

2 農作物風害予防対策

農作物の風害予防対策として農家に対し次のとおり指導を行う。

(1) 水稻

早生、中生、晩生品種等により作期の分散を図るとともに、耐倒性品種の選定、肥培管理の指導を行い倒伏防止に努める。

(2) 果樹

果樹園には、防風林、防風垣の設置を図り、樹木にはこも類及び防風網の被覆により、防風効果を高める。

(3) 花卉、野菜その他の作物

① 台風、風害に備え簡易防風垣を設置する。

② 栽培施設は鉄骨、ビニール、ガラス等の破損箇所を風害に備え補強修理しておく。

③ その他(1)(2)に準ずる。

3 土壌保全

台風季節は農地及びその周辺の排水溝の整備（溝さらえ等）を行う。樹園地については敷わら、草生栽培を行い土壌の保全を指導する。

第31節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

総務班、環境衛生班

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設の選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第32節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

総務班

1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第33節 竜巻等突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻等による激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の対策を推進する。

総務班

1 竜巻等突風に関する知識の普及啓発

竜巻等による突風は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、その規模は百メートル前後と台風や低気圧と比べて非常に小さく、直接発生を予測するのは困難である。

そのため、突風が発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

突風における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻等による突風に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻等による突風災害のメカニズムと過去の被害履歴を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

【竜巻からの身の守り方】

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none">・窓を開けない・窓から離れる・カーテンを引く・雨戸・シャッターをしめる・建物の最下階に移動する・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する・部屋の隅・ドア・外壁から離れる・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	<ul style="list-style-type: none">・車庫・物置・プレハブを避難所にしない・橋や陸橋の下に行かない・近くの頑丈な建物に避難する・近くに頑丈な建物が無い場合は水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻突風に対する対策

(1) 突風に関する予報・情報の取得

高松地方気象台は、竜巻などの激しい突風が予想される場合、通常半日から1日程度前に「雷と突風に関する香川県気象情報」等のタイトルで気象情報を発表し、「竜巻など激しい突風のおそれ」という表現で注意を呼びかける。さらに数時間前には雷注意報の中で「竜巻」と明記してさらなる注意喚起を呼びかける。今まさに竜巻やダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい状態になったときには、香川県を対象として「竜巻注意情報」を発表し、町や防災機関へ伝達する。また、気象庁は気象レーダーの観測と数値予報の予測を組み合わせ、竜巻の発生を予測する技術を用いて、「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定する「竜巻発生確度ナウキャスト」を発表し、分布図形式で町や防災機関に伝達する一方、インターネット等を通じて住民にも提供している。

(2) 家屋・農作物等の被害防止

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び県、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

総務班、全庁

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町は、災害対策基本法第16条に定める防災会議を設置し、町の地域に係る地域防災計画の策定及びその実施を図るものとする。また、防災会議は、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

町は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

町は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- 1 町内に気象による特別警報、警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 町内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な航空機、船舶等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、庁舎本館3階大会議室に設置する。なお、庁舎本館が使用不能の場合は、庁舎西館2階又は池田保健センター2階委員会室に災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は別表 1 のとおりとし、その役割は次のとおりとする。

ア 本部長

本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長（副町長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長、危機管理室長、建設課長、農林水産課長が順にその職務を代理する。

ウ 本部員（本部長付本部員、本部付本部員）

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、教育長、各課長、議会事務局長その他必要な職員をもって充てる。

エ 会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 本部の動員配備体制に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 班

a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班を置く。

b 各班の分掌事務は別表 2 のとおりとする。

c 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、班長に事故あるときは、班員のうち最も上位の役職者がその職務を代理する。

カ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに本部に報告するとともに、本部の指示に従い災害応急対策に従事する。

キ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

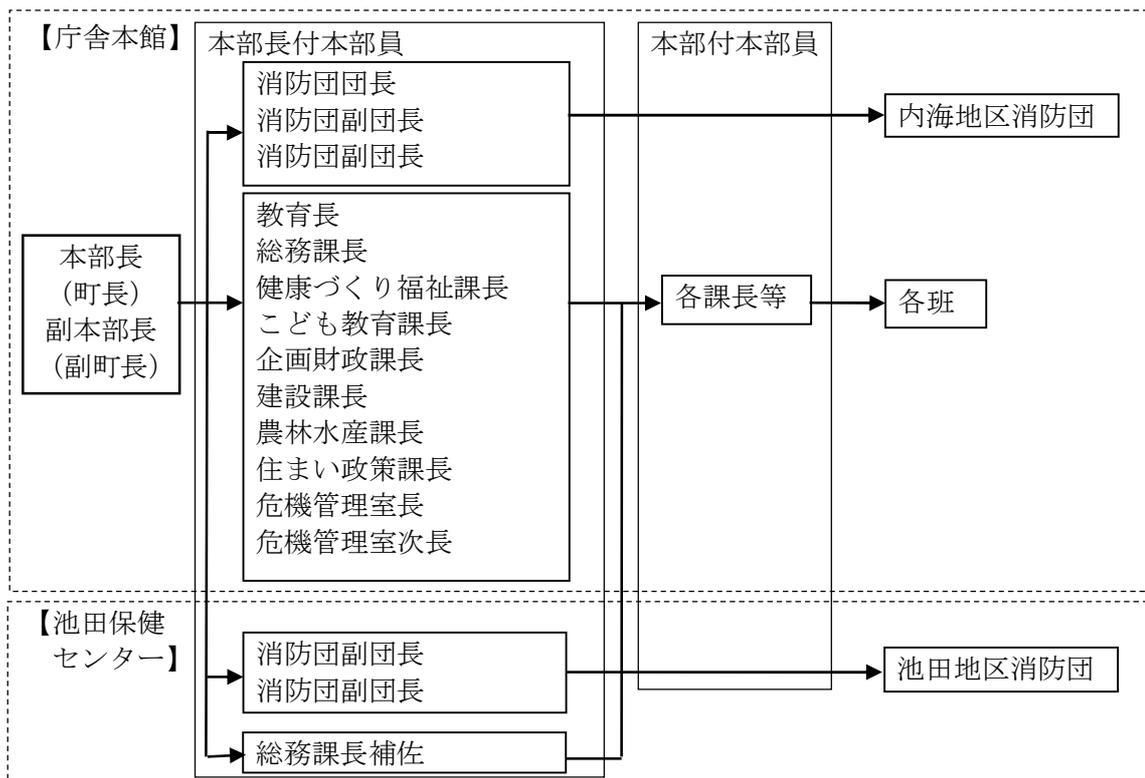
災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関、近隣市町等にその旨を通知するものとする。

【香川県連絡先】

区分 回線別	危機管理課		防災事務室	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	087-832-3183	087-831-8811	087-832-3844 ～3846	087-812-0412

別表 1 【災害対策本部組織図】

令和 3 年 4 月 1 日現在



- ※ 本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ※ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ※ 本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長、危機管理室長、建設課長、農林水産課長が順にその職務を代理する。
- ※ 本部付本部員は、水防本部と同様とする。

別表2【災害対策本部の各班の分掌事務】

班名	担当課名	分掌事務
総務班	総務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の運営に関する事 2. 本部の会議に関する事 3. 防災会議に関する事 4. 職員の非常招集、動員及び派遣に関する事 5. 本部長の命令、指令の伝達に関する事 6. 各班との連絡調整に関する事 7. 防災行政無線、香川県防災情報システム等通信設備に関する事 8. 雨量・水位情報の収集に関する事 9. 注意報、警報等の伝達に関する事 10. 消防機関の応援要請、受入に関する事 11. 災害応急対策の総括、調整に関する事 12. 災害応急対策における企業、団体、自治会、自主防災組織、住民に対する指示及び協力要請に関する事 13. 自衛隊の災害派遣要請、受入調整に関する事 14. 被害状況の収集、集計、県への報告に関する事 15. 国、県の機関等の視察、調査に関する事 16. 県、他の市町等関係機関への要請、陳情等の調整に関する事 17. 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 18. 被災職員に関する事 19. 受援（人的資源・物的資源）に関する事 20. 高齢者等避難、避難指示の決定及び伝達に関する事 21. 指定避難所及び指定緊急避難場所等の開設・運営に関する事 22. 避難行動要支援者名簿の運用・提供に関する事 23. 本部の経理に関する事 24. 本部に必要な物品等の確保に関する事 25. 義援金品の受付保管に関する事 26. 災害時における出納事務に関する事 27. その他、他の班に属さない事項
情報班	企画財政課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の輸送に関する事 2. 災害対策用車輛及び船舶の確保に関する事 3. 防災関係機関の災害応急対策実施状況の情報収集、取りまとめに関する事 4. 公共交通機関の状況の収集伝達に関する事 5. 災害広報に関する事 6. 報道機関への対応（情報提供）に関する事 7. 災害対策に関する予算の総括に関する事
保健医療民生班	住民生活課 税務課 収納対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法の適用に関する事 2. 被災者の応急救助に関する事 3. 災害用食料、炊き出し施設の確保に関する事 4. 救助物資の供給に関する事 5. 義援金品の取扱いに関する事 6. り災証明、被災証明、被災者台帳の作成に関する事

班名	担当課名	分掌事務
		7. 被害家屋等の調査及び被害認定に関すること 8. 被災者の安否問い合わせ及び行政相談に関すること 9. 被害納税者の調査に関すること 10. 被害納税者の減免等に関すること 11. 遺体の処置、火葬、埋葬に関すること
	健康づくり福祉課 高齢者福祉課 介護保険施設	1. 被災者の栄養指導に関すること 2. 被災者のメンタルヘルスに関すること 3. 食品衛生の指導に関すること 4. 災害ボランティアの受入に関すること 5. 社会福祉施設との連絡調整に関すること 6. 在宅の要配慮者対策に関すること 7. 避難行動要支援者名簿の作成に関すること 8. 災害時の医療に関すること 9. 医師、看護師等の確保に関すること 10. 医薬品、血液対策に関すること 11. 応急救護所の設置及び運営に関すること 12. 医療機関との調整に関すること 13. 福祉避難所の開設・運営に関すること
環境衛生班	住民生活課	1. 災害廃棄物仮置場及び災害廃棄物処分場の確保に関すること 2. 水害及び震災に係る災害廃棄物の処理に関すること 3. 被災地の防疫・清掃に関すること 4. 水質汚濁、大気汚染等の発生源の監視に関すること 5. 仮設トイレの確保及び設置に関すること 6. し尿の収集、処理に関すること 7. 迷いペットの対応及びペットの処理に関すること
農林水産商工班	農林水産課 オリーブ課 商工観光課	1. 農林水産業における被害調査に関すること 2. 治山事業に関すること 3. 災害応急資機材の調達に関すること 4. 災害対策用物資の確保に関すること 5. 旅行業関係団体との連絡調整に関すること 6. 観光客に対する応急対策に関すること 7. 災害対策のための労働者の確保に関すること
土木班	建設課 住まい政策課	1. 高潮対策、水防活動に関すること 2. 急傾斜地、地すべり、砂防施設の被害調査及び応急危険度判定に関すること 3. 緊急輸送路の確保に関すること 4. 交通管理者との連絡調整に関すること 5. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること 6. 応急仮設住宅の建設に関すること 7. 応急仮設住宅の入居者選定に関すること
文教班	子ども教育課	1. 児童生徒の避難・保健管理に関すること 2. 災害時の教育対策に関すること 3. 教科書、学用品に関すること 4. 学校給食対策に関すること 5. 教育関係義援金品の受付に関すること
	生涯学習課	1. 社会教育施設、文化財等の被害調査に関すること
消防班	消防団	1. 団員の出動指令及び指揮連絡に関すること

班名	担当課名	分掌事務
		2. 消防体制及び消防活動の総括に関すること 3. 水防体制及び水防活動の総括に関すること 4. 臨時ヘリポートに関すること 5. 防災資材の調達及び配分に関すること 6. 危険箇所の警戒及び防御に関すること 7. 住民の避難指示、誘導に関すること
各班共通事項		1. 所管する施設及び分野の災害対策に関すること 2. 所管する施設及び分野の応急対策に関すること 3. 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること 4. 関係機関、団体等との連絡調整に関すること 5. 所管する施設が避難所として開設された場合の協力に関すること 6. 本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること

2 町の動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

① 配備基準

【風水害の場合】

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
注意報配備	◇ 強風、大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、警報へ切り替える可能性が確実で災害の発生が予想されるとき ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	特に関係ある課の少数人員及び小豆島東消防署当務隊による情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる
第1次配備	◇ 暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	消防要員のほか、災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる 第2次配備に移行しうる体制とする
第2次配備	◇ 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表され災害が起こるおそれがあるとき、又は発生したとき ◇ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ◇ 竜巻注意報が発表され、災害が起こるおそれがあるとき ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	消防要員のほか、災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する 第3次配備に移行しうる体制とする

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特別警報（暴風、大雨、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ◇ 町内に、大規模な災害が発生し被害の程度が甚大と認められるとき、又は甚大な被害発生が予想される時 ◇ その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき 	消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する

【その他の災害の場合】

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林野火災が発生したとき ◇ 油等流出事故が発生したとき ◇ その他小規模な事故が発生したとき 	<p>消防要員のほか、特に関係ある課の少数人員で、情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる</p> <p>第2次配備に移行しうる体制とする</p>
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 大規模な火災又は爆発が発生したとき ◇ 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき ◇ 大規模な航空機、船舶等の事故が発生したとき 	<p>消防要員のほか、災害応急体制に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する</p> <p>第3次配備に移行しうる体制とする</p>
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき ◇ 県周辺の原子力発電所事故が発生したとき ◇ 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき（災害対策本部を設置するとき） 	消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する

② 配備内容

令和3年4月1日現在

区分	庁舎本館	池田保健センター
第1次配備	<p>本部長（町長） 副本部長（副町長） ○本部待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長付本部員 教育長 総務課長 健康づくり福祉課長 こども教育課長 企画財政課長 建設課長 農林水産課長 オリーブ課長 住まい政策課長 	<p>○本部待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長付本部員

区分	庁舎本館	池田保健センター
	危機管理室長 危機管理室次長 ・本部付本部員 税務課長 出納室長 住民生活課長 高齢者福祉課長 商工観光課長 生涯学習課長 議会事務局長 ・消防 団長 副団長（2名） 東消防署署長 ○各部署待機：総務課、建設課、農林水産課、住まい政策課 ○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○施設待機 介護保険施設事務長 ○自宅待機 町職員、消防団員	・本部付本部員 ・消防 副団長（2名） 東消防署署員 ○各部署待機 総務課 ○ポンプ場 建設課、農林水産課 ○屯所待機 班長以上の消防団員 ○自宅待機 町職員、消防団員
第2次配備	◇第1次配備に加え、非番消防隊員、消防団員の全員を出動させる。 ◇町職員は、状況に応じて個別に招集する。 （所属課課長からの連絡により登庁）	
第3次配備	◇第2次配備に加え、町職員を全員招集する。 （所属課課長からの連絡により登庁）	

※上記の配備区分は、状況により随時変更できるものとし、それぞれ次の配備に直ちに切り替える体制とする。

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の班長に充てられる者は、それぞれの班の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各課長等は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各課長等は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

総務課長は、気象等に関する注意報又は警報等が発表されたとき、又は災害が発生したとき、関係各所属へ電話等で、当該情報の内容を伝達する。

関係課長等は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 風水害の場合

気象等に関する注意報又は警報等が発表されたときは、総務課から関係各課等へ当該

情報の内容を伝達する。

指定された職員は、課長等からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

イ その他の災害の場合

災害に関する情報があったときは、総務課から関係各課等へ電話等で当該情報の内容を伝達する。

関係課長等は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

指定された職員は、課長等からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

③ 災害対策本部設置時における動員

災害対策本部各班の動員は、総務課から各班主管課を通じて行うものとし、各課から指定職員へ連絡するものとする。

動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長又は建設課長に報告する。

3 町の活動体制

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、当該町の業務を中心に、当該町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の付属機関として設置されている。

(2) 災害対策本部

町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、町外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

総務班、消防署

1 応援要請等

(1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

(2) 県に対する応援要請等

① 町は、町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、小豆地区消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告し、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

町は、応援等を要請した場合は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、県が定めた「広域航空応援受援マニュアル」に準じて受入体制を整備する。

5 他市町等への応援

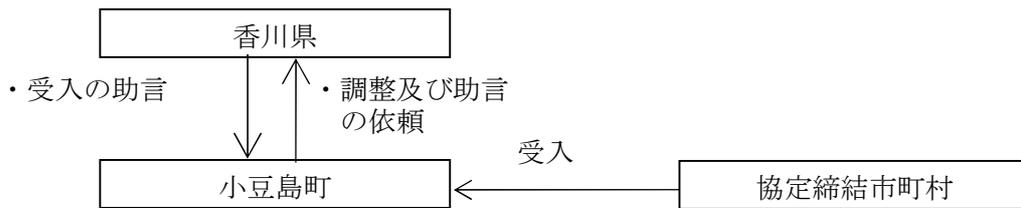
町は、他市町等における災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

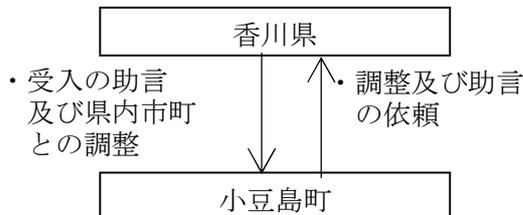
6 広域避難の受入

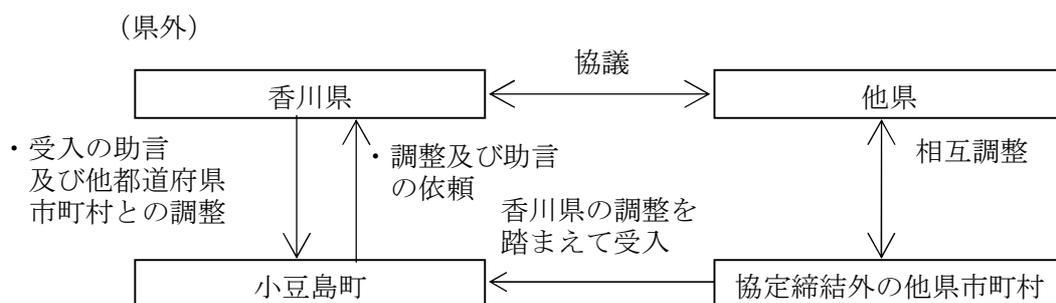
(1) 広域避難受入計画フロー

(協定締結市町村)



(県内)





(2) 協定締結市町村の受入

町は、協定を締結している市町村が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村と被災者の受入について直接協議する。

(3) 受入に係る協議

- ① 町は、県内被災市町の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災市町と直接協議する。

また、香川県以外の都道府県の市町村の受入については、県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

- ② 町は、必要に応じて、町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在についてその調整を県に求める。

(4) 町の備え

町は、他の市町村からの被災者を受入れることについて、あらかじめ民間アパートの借上げ等を想定しておく。

(5) 広域被災者への配慮

- ① 町は、県と協力して、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

- ② 町は、県及び防災関係機関と協力して、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 受入に係る組織体制

他市町村被災者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、以下の対応を行う。

- ① 避難者名簿の作成、管理
② 県及び避難元自治体との連携

- ③ 避難所、住宅の提供斡旋
- ④ 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知
- ⑤ 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達
- ⑥ その他避難者支援に必要な事項

7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・町長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

総務班

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請は、県から自衛隊に対してなされることとなっているので、町は、災害派遣を必要とする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要請ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、町は、通信復旧後速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団司令部連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311(内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町及び県、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

- (2) 避難の援助

避難命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

- (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

- (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

- (5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

- (6) 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

- (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

- (8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

- (9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

- (10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

- (11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

- (12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、受入体制を準備し、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊との連絡にあたる。
- (2) 町は、派遣を受ける場合は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。
 - ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
 - ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

町は、県や派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県を通じて第14旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

総務班、消防署

1 風水害関係

(1) 高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等がとるべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

【特別警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く

種類	発表基準等
	と予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

【注意報一覧表】

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	発表基準等
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

③ 注意報・警報の発表基準

(令和2年8月6日現在) 発表官署 高松地方气象台

小豆島町	府県予報区	香川県		
	一次細分区域	香川県		
	市町等をまとめた地域	小豆		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準	殿川流域=9.4	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準	殿川流域=7.5	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
海上			15m/s 雪を伴う	

大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm	
波浪	有義波高	1.5m	
高潮	潮位	1.6m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 35% で実効湿度 60%		
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨※ ²		
低温	最低気温 - 4℃以下※ ³		
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下		
着氷			
着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：- 1℃～ 2℃		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値。

※2 気温は高松地方気象台の値。

※3 気温は高松地方気象台の値。

- (1) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。
- (3) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 大雨及び洪水の欄中において、「平坦地」とはおおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が 25 パーセント以上の地域を表し、「平坦地以外」はそれ以外の地域を示す。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。)

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時

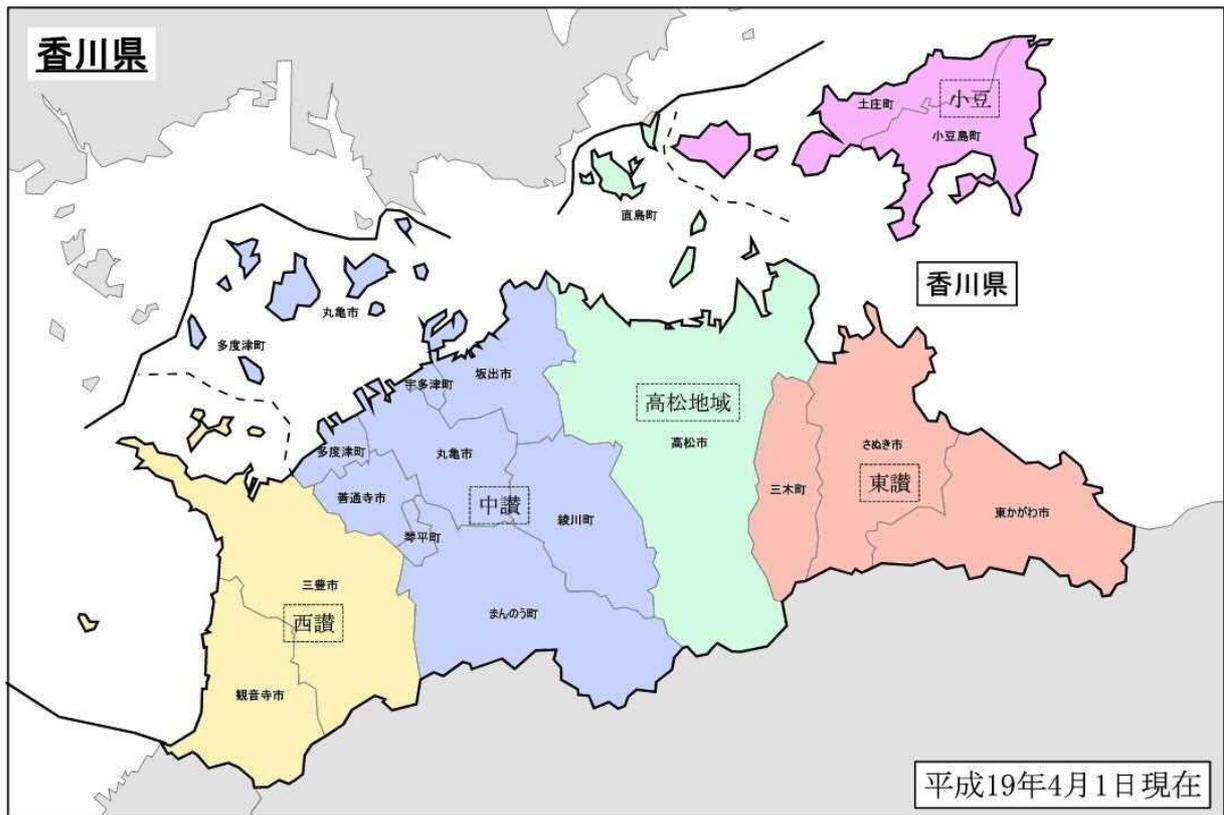
刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。(一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなる。)

⑤ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【市町をまとめた地域名称】

	地域名称	よみ	市 町
香 川 県	高松地域	たかまつちいき	高松市、直島町
	小 豆	しょうず	小豆島町、土庄町
	東 讃	とうさん	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中 讃	ちゅうさん	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、まんのう町、琴平町、多度津町
	西 讃	せいさん	観音寺市、三豊市



⑥ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

⑦ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発せられた後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。気象情報には、台風、大雨等を対象とする現象に応じて様々な種類がある。

重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える香川県気象情報が発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨特別警報もしくは大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）が観測された場合もしくは解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号
令和××年△△月○○日09時17分 気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨
小豆島町内海で102ミリ
9時香川県で記録的短時間大雨
土庄町付近で120ミリ以上
東かがわ市付近で約90ミリ

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、香川県全域に対して発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が香川県全域に対して発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号
令和××年△△月○○日10時27分 気象庁発表
香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、○○日11時30分まで有効です。

(5) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の避難情報の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方气象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方气象台と県は関係機関へ伝達する。また、県防災行政無線により町、消防機関へ一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深

層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、町は、避難情報の発令にあたって、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断するものとする。

また、町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令することを基本とする。

(6) 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象情報の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知するように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町及び小豆地区消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ通知する。町は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、消防団、自主防災組織等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。住民は、特別警報の発表を受けた場合、直ちに命を守る行動をとるものとする。

町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

【気象警報等発表時における町や住民の対応例】

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害)	(浸水害)						
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡体制確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難場所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難場所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応体制確立 必要地域に避難指示 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報

・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知
 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ

・直ちに命を守る行動を取る（避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）

	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報
--	------------------	-----------------	--------	---------	--------	--------	--------

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条の規定により、その状況を県に通報し、県は速やかに町に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

① 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

③ 通報内容及び時刻

毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

(2) 火災警報

町は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

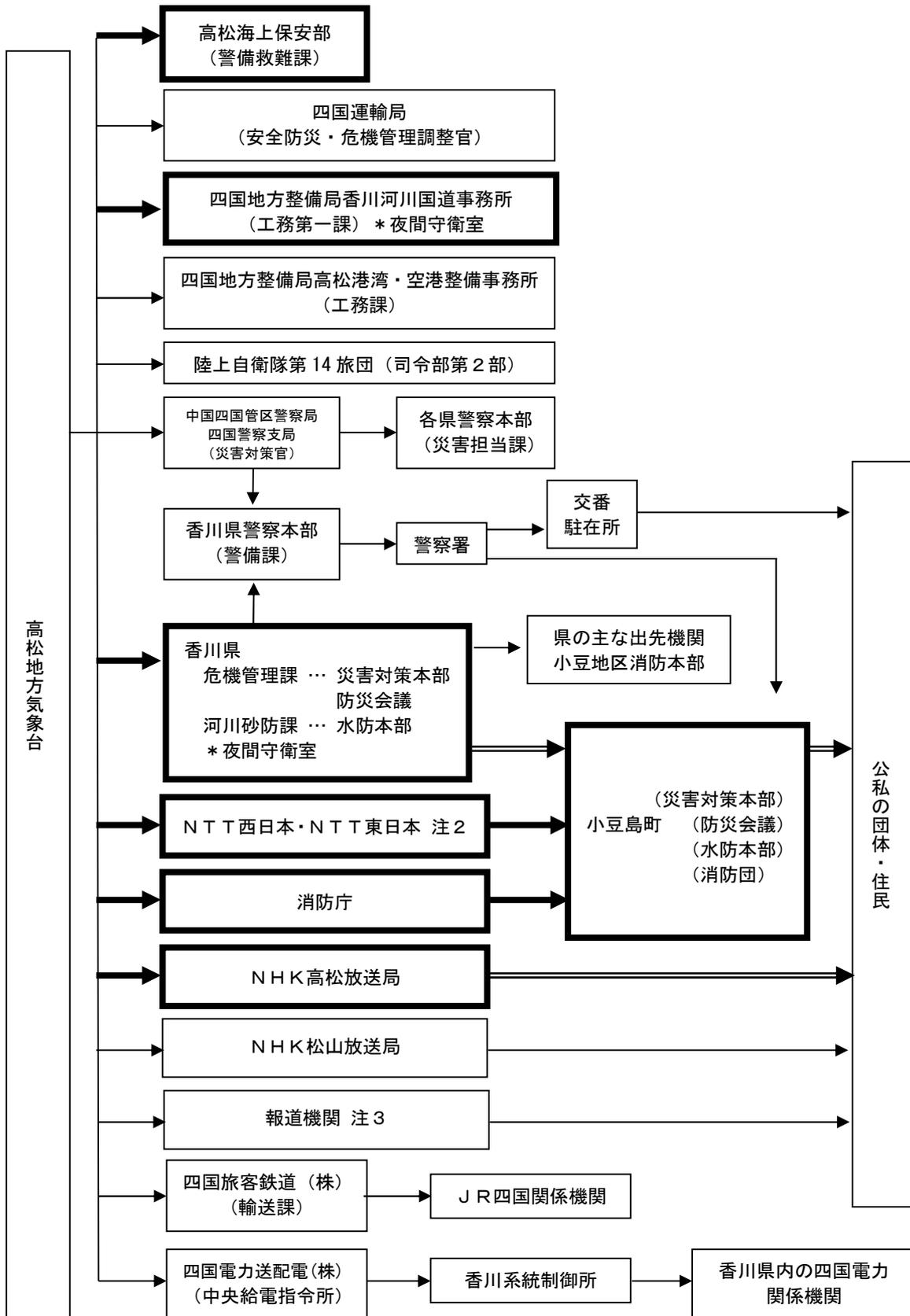
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察もしくは高松海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は高松海上保安部等は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあったとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

- 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

4 住民等への伝達等

町及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な伝達手段を活用するものとする。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施するうえで不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

総務班、情報班、消防署

1 情報の収集伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。
また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

- 町及び県、防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。
- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。
 - ② 町は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県、防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第1報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

- ① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの
 - ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災などの火災
 - ・ 危険物等に係る事故等
- ② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがあるバスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

③ 武力攻撃災害即報に該当するもの

④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ・ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

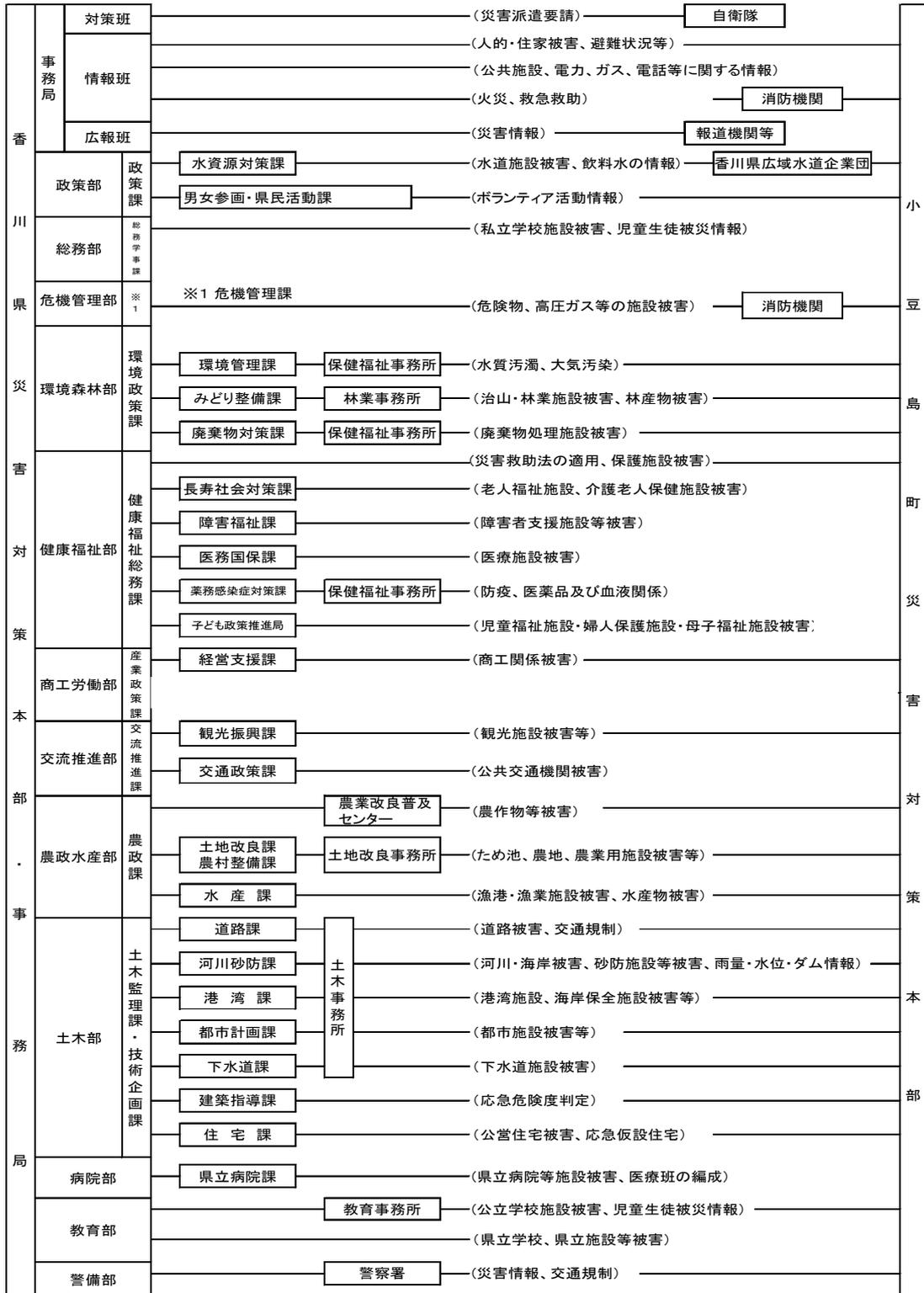
【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:30)		宿直室 (左記以外)	
	電 話	F A X	電 話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

3 被害の認定

町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

総務班、消防署

1 災害時の通信連絡

町及び県、防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、県防災情報システム、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 町防災行政無線

① 町防災行政無線〔同報系〕

住民に対する情報連絡事項については、同報系の防災行政無線により放送を行う。

災害対策上の情報の伝達を行うため、本部に親局設備を置き、町内各地域に設けた受信所（子局）は親局の放送に対応して起動し、その内容をスピーカー及び個別受信機から放送する。親局には、選択呼出装置が設けられており一定地区（ブロック）及び個局を選んで拡声通報が出来るようになっている。さらに受信所の送話器を操作して個別に緊急通報を行うこともできる。

なお、さらに確実な情報伝達を期する体制の整備を図る。

② 町防災行政無線〔移動系〕

町防災行政無線〔同報系〕が拡声装置を通じての一方放送施設であるため、災害時及び有線途絶時等における地域との連絡体制の充足を図るべく交互送受話の出来る無線電話施設である行政無線〔移動系〕を消防団等が保有しており、緊急時の交互送受信に利用している。

これについても、町防災行政無線〔同報系〕の整備にあわせて、一体的な整備を図る。

(2) 県防災情報システムの運用

町及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTTに申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、電気通信事業者に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図る。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防

電話、海上保安電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用（地方通信ルートの運用）

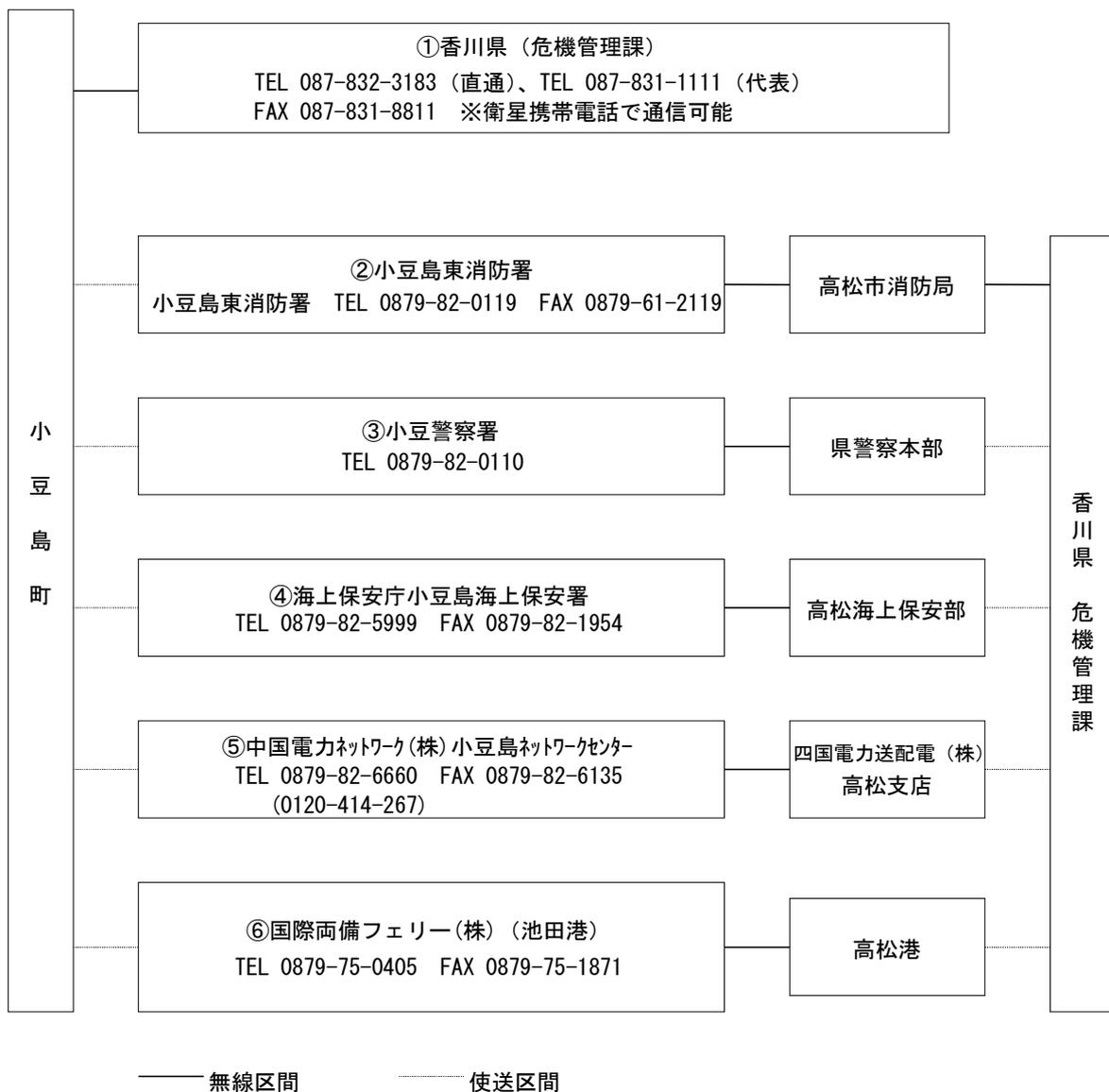
通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、町と県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

【香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート ②～⑦は、非常通信ルート）】

小豆島町役場 総務課 TEL 0879-82-7001 FAX 0879-82-7023

池田窓口センター TEL 0879-75-0555 FAX 0879-75-1522



(6) 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

町は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

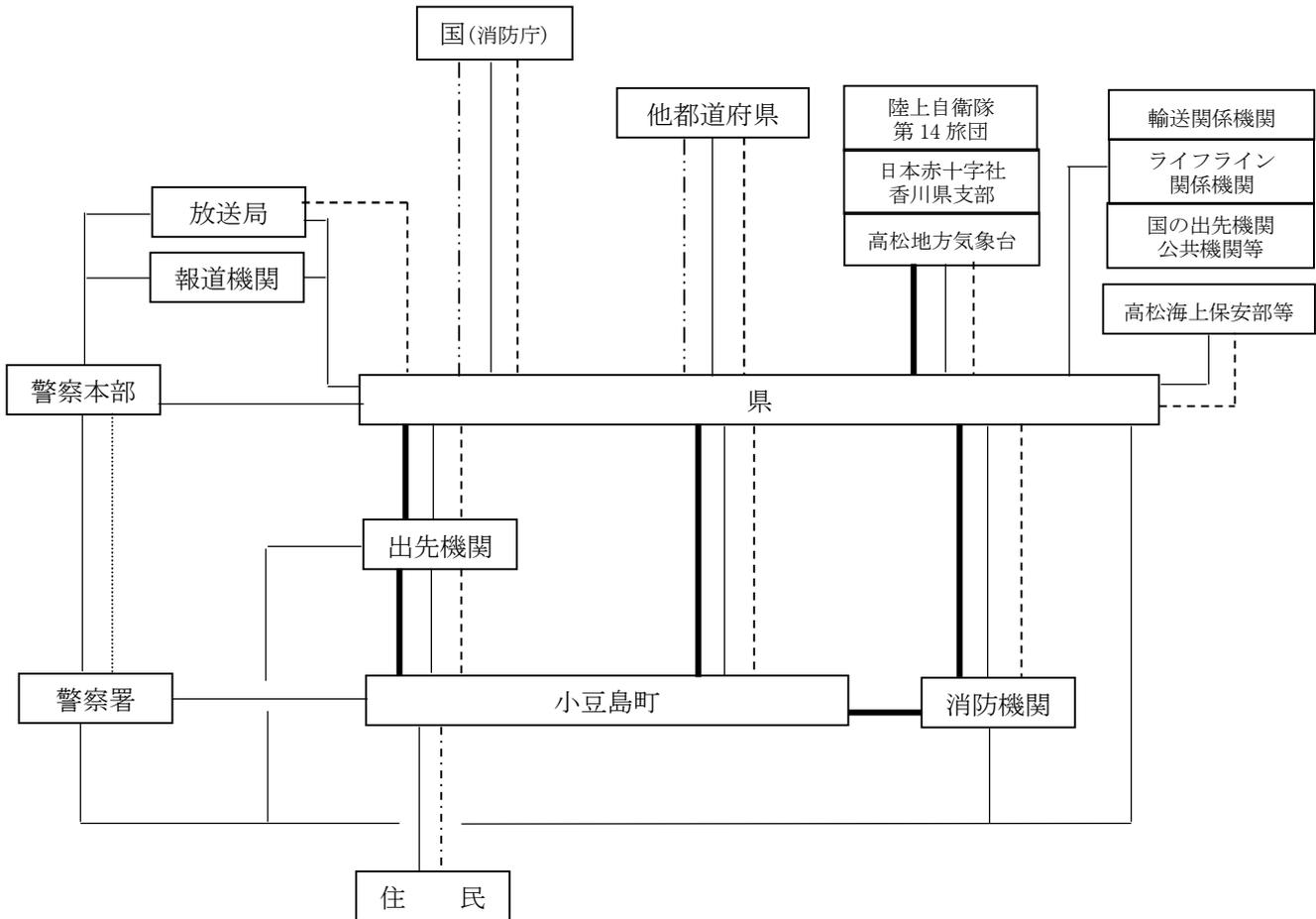
2 通信施設の応急復旧

町は、町防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

3 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

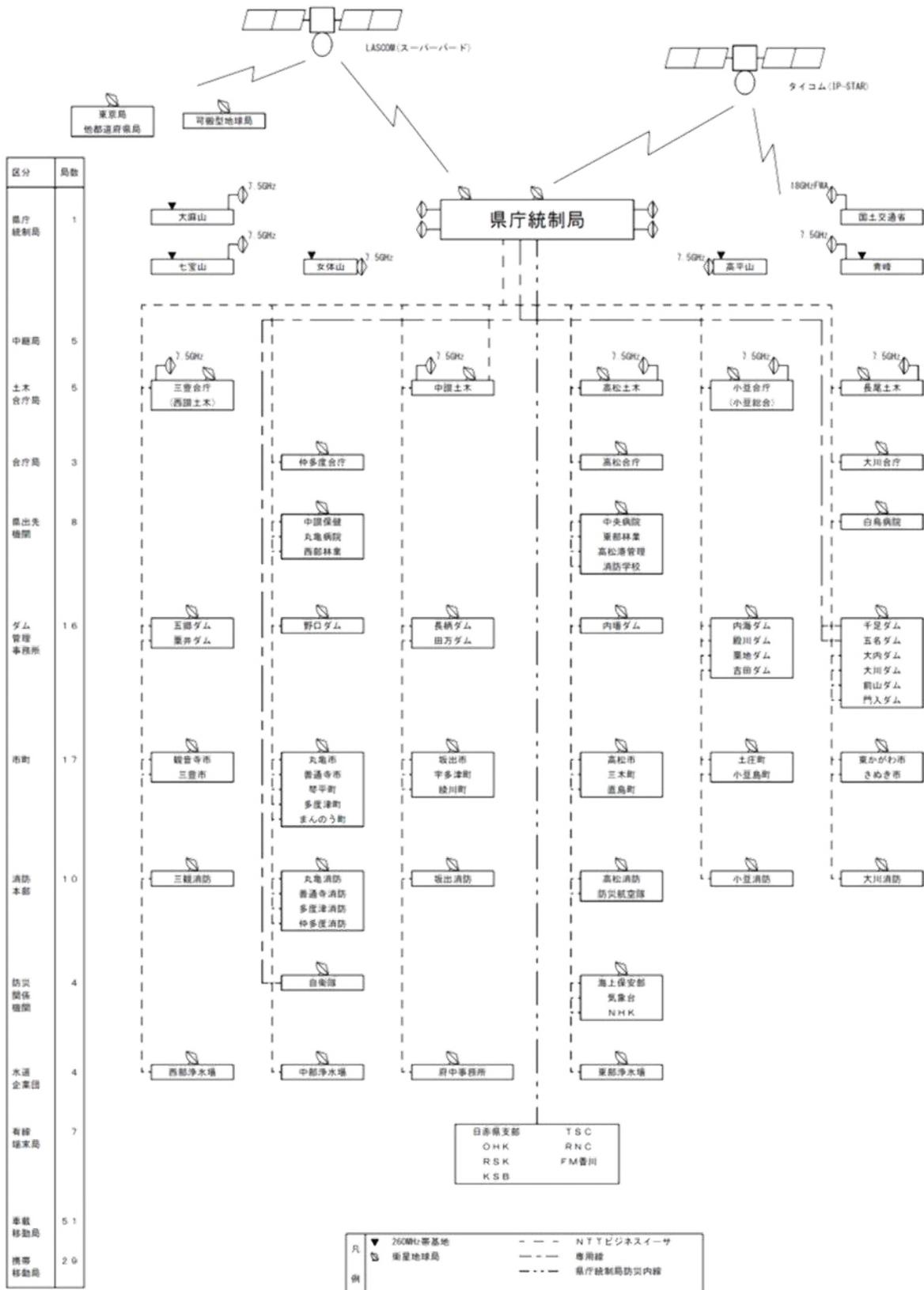
【災害時通信連絡系統図】



【凡例】

- 電話・FAX (一般のNTT回線)
- - - - 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
- 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する)
- · - · - · 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
- 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
- · - · - · 市町防災行政無線 (住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある)

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

総務班、情報班

1 被災者等への広報活動

(1) 町の広報活動

① 広報事項

町は、次の事項について広報を行う。

- ・ 避難情報、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 電気、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

町は、次の手段により広報を行う。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・ 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 広報車による広報及び指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じたの連絡
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ 県防災情報システム、緊急速報メールによるメール配信

(2) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレットなど多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、町は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

保健医療民生班

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、本町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅰ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000人以上 ～ 15,000人未満	40 世帯
15,000人〃 ～ 30,000人〃	50 世帯

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、住家が滅失した世帯の数が、本町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅱ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000人以上 ～ 15,000人未満	20 世帯
15,000人〃 ～ 30,000人〃	25 世帯

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、本町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令に定める基準に該当するとき。

2 適用手続

- (1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

- (2) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、直ちに、救助を実施する。県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。この場合、町が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を町に通知する。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の捜索及び処置
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

4 被災者台帳の作成及びり災証明の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用する。被災者からり災証明を求められたときは、被災者台帳に基づき、り災証明を発行するものとする。

り災証明は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るうえで極めて

重要な役割を果たしており、町は、り災証明を遅滞なく交付するため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町との連携確保など、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めるものとする。

また、改正災害対策基本法により、被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

5 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

保健医療民生班、土木班、消防班

1 被災者の救出、捜索

町は、災害発生に伴い、生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出に万全を期するため、次の要領で作業班を設置する。

班名	構成	組織単位	班長	班員	任務
救出班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	生命、身体の危険な者の救出
捜索班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	生死不明者及び遺体の捜索
収容班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	発見遺体の収容並びに収容所への輸送

2 町の活動

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

3 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

保健医療民生班

1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定にあたっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

2 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(1) 設置及び組織

町が診療所又は指定避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

町は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、小豆郡薬剤師会へ薬剤師班の派遣を要請する。薬剤師班が不足する場合は、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（一社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(2) 担当業務

- ① トリアージ
- ② 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ③ 救護病院等への患者搬送の支援
- ④ 助産活動
- ⑤ 死亡の確認及び死体の検案
- ⑥ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- ⑦ その他必要な事項

(3) 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行

い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

① 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場等に設置するテント等とする。

② 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

ア テント

4 方幕付鉄骨テント 6 坪用 (19.8 m²)

イ 救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

ウ ベット等

折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用)、病衣、雑備品

エ 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

3 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(1) 設置及び組織

① 町は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

② 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

③ 町は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(2) 担当業務

① トリアージ

② 重症患者の応急処置

③ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

④ 広域救護病院等への患者搬送

⑤ 助産活動

⑥ 死体の検案

⑦ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

⑧ その他必要な事項

(3) 運営

① 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

② 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町災害対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(4) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

4 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

5 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- ① 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- ② 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）
- ③ 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- ④ 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む。）

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- ① 人力による方法
- ② 車両による方法
- ③ フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- ④ ヘリコプター等航空機による方法

(3) 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送にあたっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

6 医薬品及び救護資機材の確保

町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

7 輸血用血液の確保

災害時の医療救護に必要とされる血液は、香川県赤十字血液センターの備蓄血液等の供給を受けるものとする。

8 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

9 医療施設の応急復旧

町及び医療機関は、医療救護を実施するための医療施設の応急復旧を行うものとする。

10 その他

- (1) 町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

第 1 1 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

総務班、土木班

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第 1 段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な人員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第 2 段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第 3 段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施するものとする。

町は、自ら利用する車両等が不足する場合は、県、周辺市町に車両等の貸与を要請するものとする。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 道路管理者等は、指定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (2) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑

な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

第 1 2 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通についても必要な措置を行う。

総務班、土木班

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。(※風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

また、道路管理者等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 警察は、交通規制にあたっては、町の総務課、道路管理者等と相互に密接な連携を図る。

オ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両

の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 国及び県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両のルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- ② 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の確保

(1) 情報収集

町は、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

(3) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請する。

第 13 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

総務班、保健医療民生班、文教班、農林水産商工班、各施設管理者

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。また、危険の切迫性に応じて避難指示及び高齢者等避難の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言する。

なお、避難情報の解除にあたっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。 (町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。 (水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

2 高齢者等避難

- (1) 町は、避難指示を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令するものとする。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

3 緊急安全確保

- (1) 町は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保を発令するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

4 避難情報の具体的な発令基準について

(1) 土砂災害

① 小豆島町は、土砂災害警戒区域が全町に広範囲に点在していることから、避難すべき区域の選定にあたっては、土砂災害警戒区域を原則としつつ、土砂災害危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

② 避難すべき区域

原則として香川県と高松气象台が共同して、区域内の1kmメッシュごとに危険度を判定しては発表する「土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域」のうち、香川県が公表した土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域で「避難すべき区域」と判断された範囲内とする。

③ 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
【対象地域の考え方】	
○避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域	
・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」(同区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。)	

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険区域 ・その他の場所 <p>○避難情報の発表単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等を避難情報の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）等において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難情報の発令を検討する。 ・土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）等で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難情報を検討する。 <p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令にあたっては、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合（町域内に「警戒」が表示） ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に土砂災害警戒情報が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）や土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合（町域内に「非常に危険」が表示） ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間雨量情報が発表された場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水が濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨特別警報（土砂災害）が発令された場合 ●土砂災害が発生した場合
<p>県砂防情報システムの雨量観測局</p>	<p>監視局（小豆総合事務所）、西の滝局、蒲野段山局、池田段山局、猪谷局、堀越局、橘峠局、平間局</p>
<p>県防災情報シ</p>	<p>吉田、地藏滝、粟地、内海、四方指、殿川、蒲野</p>

区分	判断基準
システムの雨量観測局	
町設置の雨量観測所	福田、小豆島東消防署、内海
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、県の土砂災害等の担当者の助言を求めることを検討するものとする。

※土砂災害に関するメッシュ情報は気象庁による

※土砂災害において、避難のための立ち退きを行うことにより生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときには、「屋内での待機等の指示」を出すときがある。

(2) 河川の氾濫

① 避難すべき区域

吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の周辺区域とする。

② 具体的な基準

河川の氾濫については、吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の水位等を参考情報として町が避難情報を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
	<p>【対象地域の考え方】</p> <p>○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）</p> <p>○立ち退き避難が必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸から水があふれた（越流した）場合を想定し、護岸に沿って一定の幅の区域 ・護岸から越流した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・護岸から越流した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・護岸から越流した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川周辺の地下、半地下の空間や建物

区分	判断基準
<p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所、雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。 	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、今後相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要になることが予想される場合 ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「警戒」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」が表示された場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が氾濫注意（警戒）水位を超えた状態で、今後の気象情報、降水短時間予報で、相当量（30ミリ目安）の時間雨量が予想される場合 ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「非常に危険」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 ●異常な漏水・浸食等が発見された場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田川、安田大川、別当川、池田大川、殿川の各水位観測所の水位が、計画高水位に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ●洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で殿川に「極めて危険」が表示された場合 ●大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 ●大雨特別警報（浸水害）が発令された場合 ●異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●決壊や越流が発生した場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
<p>県防災情報システムの雨量</p>	<p>吉田、地蔵滝、粟地、内海、四方指、殿川、蒲野</p>

区分	判断基準
観測局	
町設置の雨量観測所	福田、小豆島東消防署、内海
避難情報の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(3) 高潮災害

① 避難すべき区域

原則として香川県が公表した高潮浸水想定区域とする。

② 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮注意報が発表されており、高潮警報に切り替える可能性が言及される場合 ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令） ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）あるいは又は高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●潮位が危険潮位を越え、浸水が発生したと推測される場合 ●水門、陸閘等の異常が確認された場合 ●海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ●異常な越波・越流が発生した場合
避難情報の解除	●解除については、高潮警報の解除、今後の気象状況など総合的に判断して行う。ただし、浸水被害が発生した場合は、住宅地での浸水が解消し、安全が確認された段階で解除するものとする。

5 避難情報の内容及び周知

- (1) 町は、同報無線、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信(エリアメール等)、Lアラート(災害情報共有システム)への配信、インターネット等あらゆる手段の活用により、次の事項を明らかにして、住民等に避難情報の周知を行

う。また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図るものとする。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- ・ 避難を必要とする理由
 - ・ 避難の対象となる地域
 - ・ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - ・ 避難経路
 - ・ 警戒レベル
 - ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとする。
また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (3) 県内放送事業者と県内 17 市町、県の間で「避難情報の伝達に関する申し合わせ」が平成 18 年 4 月 28 日になされたことから、この申し合わせにより、報道機関より避難情報を住民に伝達するものとする。
- (4) 町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請するものとする。なお、事態が急迫している場合、又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (5) 住民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。
- (6) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難情報を配信するものとする。
- (7) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

6 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障がい者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

7 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容するため、安全かつ適切な指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を收容するスペースを確保するよう努める。

- (2) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に使用する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、状況に応じて多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (3) 避難生活が長期化する見通しのときは、町は、被害の少ない地域において福祉避難所を開設し、要配慮者を優先して收容するものとする。

- (4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (5) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に收容すべき者を誘導し、保護するものとする。また、直ちに開設の日時、場所及び期間、收容人員等を県に報告するものとする。

8 指定避難所の運営

- (1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。

また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ等必要な設備・備品を確保するものとする。

- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難

者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。
- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (8) 改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定した「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組を推進する。
- (9) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

9 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

10 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

保健医療民生班

1 食料の調達

(1) 食料の調達

町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有業者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

(2) 輸送体制を確保

町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

(3) 供給体制

町は、食料供給を迅速的確に行うため、次の係をおく。

係名	組織		業務	備考
	係長	係員		
食料係	1	2	食料、燃料、その他の調達企画、炊き出し計画、管理保全受払 0000000	係長は、住民生活課課員をもってあてる。
給食係	1	2	炊き出し施設の設定、炊き出し管理委託業者指導	係員は、住民生活課課員及びその他の職員をもってあてる。
輸送係	1	4	食料、燃料、その他必要物資の輸送	

2 炊き出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 指定避難所に避難している者
 - イ 指定避難所外避難者（在宅避難者・車中泊者等）
 - ウ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - エ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルク・液体ミルク等を供給する。

(3) 炊き出しの実施

- ① 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、日赤奉

仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。

② 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、飲料水及び生活水の供給を行う。

香川県広域水道企業団

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するとき、又は給水の実施が困難なときは、県に対して、応援等を要請する。
- (2) 町は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得よう努める。
- (3) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

保健医療民生班

1 生活必需品等の調達

(1) 町は、原則として自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。

(2) 輸送体制を確保

町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。

(3) 供給体制

町は、生活必需品の供給を迅速的確に行うため、次の係をおく。

係名	組織		業務	備考
	係長	係員		
調達係	1	3	衣料、生活必需品の調達、企画管理、受払	係長は、住民生活課課員をもってあてる。 係員は、住民生活課課員及びその他の職員をもってあてる。
配分輸送係	1	3	物資の配分輸送	

2 生活必需品等の配分

(1) 対象者は、次のとおりとする。

- ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

(2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

- ① 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
- ② 外衣 洋服、作業着、子ども服等
- ③ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
- ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食器 茶碗、皿、はし等
- ⑦ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
- ⑧ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

(3) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。

- (4) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第 1 7 節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。

保健医療民生班、環境衛生班

1 防疫対策

(1) 防疫班の編制

町は、清掃方法、消毒方法及びそ族、昆虫駆除並びに検便等の検査材料収集について、被災地区をおおむね 100 戸単位で 1 班を編成する。

班 名	人員	機 材		摘 要
		種 類	数 量	
消 毒 班	2	次亜塩素酸ソーダ	500cc5 本	飲料井戸水消毒
井 戸 替 班	4	井戸替用ポンプ	1 台	飲料用井戸替
清 掃 班	3	三兼機又は動力ミスト機	1 台	薬剤（油剤、乳剤）
検 索 班	5			保健所の指示により組織する。
患者収容班	4	収容車又は噴霧器	各 1 台	

(2) 検病戸口（疫学）調査並びに各種試験検査は、保健所に依頼して実施する。

(3) 防疫業務の実施方法

区 分	実 施 方 法
井 戸 水 消 毒	次亜塩素酸ソーダによる飲料用井戸水消毒
井 戸 替	消防ポンプによる飲料用井戸替の実施
そ族及び衛生害虫駆除	動力器具により薬剤を煙霧、噴霧等により散布する。 そ族は各家庭へ薬剤配布、駆除
検 索	保健所の指示により行う。
感 染 症 等 患 者 収 容	患者発生があったときは、直ちに収容し、患者の家及び付近の民家を消毒する。

(4) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。

(5) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生リスクが高いことから、十分な対策に努める。

(6) 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(7) 応援の要請

町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき、又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

① 町は、県と連携し、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて生活指導、保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配、被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

② 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

① 町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療等を行う。

- ・ 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者
- ・ 子ども、妊産婦、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ・ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ・ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ・ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

(3) 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ・ 乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ・ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ・ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ・ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ・ その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

(1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当

等は速やかに破棄)

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、原因を究明する。

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

環境衛生班

1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。また、焼却ごみ以外の不燃性、焼却又はリサイクルできないものは埋め立て処分とする。
- ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

(2) し尿処理

- ① し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて住民生活に支障がないよう仮設トイレを設置するとともに、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ、その調達ルートを確認しておくものとする。
- ② し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
- ④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理及び処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、安全を確保したうえでの適切な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

小豆地区2町（小豆島町・土庄町）は、災害廃棄物の処理主体であることを踏まえ、島内における仮置き場の選定や配置、処理方法等を具体的に示した「小豆地区災害廃棄物処理計画」を平成30年12月に共同で策定した。

町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑かつ迅速に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

また、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

第19節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者、行方不明者が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

総務班、保健医療民生班、消防班

1 被災者の救出、搜索

町は、災害発生に伴い、生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出に万全を期するため、次の要領で作業班を設置する（本章第9節参照）。

班名	構成	組織単位	班長	班員	任務
救出班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	生命、身体の危険な者の救出
搜索班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	生死不明者及び遺体の搜索
収容班	消防団員	分団	分団長又は副分団長	所属分団員	発見遺体の収容並びに収容所への輸送

2 遺体の搜索

- (1) 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索にあたっては、警察、海上保安署等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

3 遺体の処置

- (1) 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

4 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬もしくは火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合に、行旅死亡人の取扱いに準じ、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、納骨等の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

- (3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。
- (4) 町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

保健医療民生班、土木班

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。なお、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、公共用地から優先して選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 建設方法

県は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て応急仮設住宅の建設を行う。ただし、状況に応じ、これを町において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住宅の修理ができた

い者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。なお、災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合は町長が行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、町の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを町において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

県は、建築業関係団体の協力を得て応急修理を行う。ただし、状況に応じ、これを町において実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

4 公営住宅の特例使用

町は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に不動産関係団体の会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 2 1 節 社会秩序の維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

総務班

1 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

第 2 2 節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

文教班

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき、又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて所管する教育委員会に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。

3 応急教育の実施

- (1) 町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

- ③ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ④ 校舎を避難所に提供したために学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑤ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑥ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。
- ⑦ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

(3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき、又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町教育委員会に連絡する。

町教育委員会は、県教育委員会に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。

(3) 復旧対策

町教育委員会は、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

土木班、農林水産商工班、環境衛生班、各施設管理者

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

町は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、県に対し応急工事の実施を要請する。

6 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

9 廃棄物処理施設

- (1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

10 海域関連施設

洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県、町の役割分担について連絡調整を行う。

11 下水道（排水）施設

町は、災害が発生したとき、管理する都市下水路施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

土木班、香川県広域水道企業団、電気事業者、電気通信事業者

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したときは、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ・ 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したときは、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請す

るものとする。

3 水道施設（上水道）

- (1) 水道事業者は、災害が発生したときは、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民生活への影響を考慮して、緊急度の高い指定避難所や医療機関等を優先して行う。
 - ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 町は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

農林水産商工班

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 町及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは、取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

(1) 病虫害防除対策

台風等により浸冠水した場合、発生が増加する病虫害を緊急かつ効率的に防除し、病虫害の発生及びまん延を防止するため、普及指導員、農業共済組合、農協並びに町関係職員等の緊密な連携により防除指導を行うものとする。

(2) 農薬の確保

農協及び農薬卸小売業者と協議して、備蓄農薬の有効な活用を図るとともに、不足するときは、その確保を図るものとする。

(3) 防除機具の整備

農協及び個人有の防除機具を活用する。

3 災害用種子（稲）の確保

町は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は県種子協会に対し、転用種子などの確保について指導をする。

4 果樹対策

- (1) 倒伏樹は起こし、根際を十分固め支柱を立て、枝葉の剪定を行う。
- (2) 折損枝は切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
- (3) 病虫害の発生、まん延を防ぐため農薬による防除を行う。

- (4) 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
- (5) 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。
- (6) 海岸で潮風害を受けたものは、速やかに樹冠水を行い、塩分を洗除する。

5 野菜、特用作物対策

- (1) 軽い中耕を行い、地面の膨軟化を図る。
- (2) 栽培施設は、早急に応急修理し、排水と保温により植物体の保護に努める。
- (3) その他果樹に準ずる。

6 花卉対策

- (1) 病気のまん延を防ぐため殺菌剤による防除を行う。
- (2) 風水害により樹勢が弱っている場合は、樹勢回復資材等の肥培管理により、樹勢の回復を図る。
- (3) 倒伏被害を受けたものは、速やかに立て直す。
- (4) 施設栽培の場合、少しずつ換気を図り施設内の温度、湿度管理を行い、花卉の保護に努める。
- (5) 高潮等により潮害を受けた場合は、速やかに冠水を行い、塩分を洗除する。

7 畜産に対する応急措置

町は、小豆総合事務所家畜保健衛生室、農協、農業共済組合等の協力を得て、緊密な連絡のもとに畜産に対する応急措置を行う。

(1) 家畜の診療

家畜の診療は、必要に応じて農業共済組合、家畜保健衛生室等が行う。

(2) 家畜の防疫

浸水のあった畜舎は、排水後畜舎等の消毒を実施するよう指導し、家畜伝染病予防上必要があるときは、関係機関と連絡を密にし、緊急予防注射等を実施する。

(3) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したため家畜の避難を要するときは、家畜保健衛生室及び農協等の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

8 水産物に対する応急措置

町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

第26節 災害対策要員の動員計画

災害時には町の職員のみでは不十分なので、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、住民団体等の協力を求めるものとする。

総務班、保健医療民生班

1 奉仕団の種類

災害対策の実施に協力する奉仕団には、おおむね次の団体がある。

- ① 小豆島町日赤奉仕団（婦人会）
- ② 自主防災組織（自治消防団）
- ③ 自治会、その他の団体

2 奉仕団の動員

災害応急対策のため、奉仕団による奉仕の必要があると認めるときは、各関係機関を通じ、奉仕団の奉仕を要請するものとする。

3 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする

- ① 炊き出し、その他災害救助の実施
- ② 清掃、防疫の実施
- ③ 災害対策用物資の輸送及び配分
- ④ 上記作業に類した作業の実施
- ⑤ 軽易な事務の補助

4 記録

奉仕団の奉仕を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておくものとする。

- ① 奉仕団の名称及び人員
- ② 奉仕した作業の内容及び期間
- ③ その他必要な事項

第27節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

保健医療民生班、社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと町の社会福祉協議会等に設置される町災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (2) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び町災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮するものとする。
- (3) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ・災害ボランティア情報の収集、発信
 - ・ボランティアと県等との連絡、調整
 - ・活動資材の調整
 - ・町災害ボランティアセンターへの支援
 - ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

- (2) 町災害ボランティアセンターの主な役割
- ・被災地のボランティアニーズの把握
 - ・被災地へのボランティアの派遣
 - ・ボランティア情報の収集、発信
 - ・ボランティアと町等との連絡、調整
 - ・ボランティアへの対応
 - ・その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に係る関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第28節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町、県及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

保健医療民生班、社会福祉協議会

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、難病患者等要配慮者への対応のため、保健所との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、FAX等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難

誘導等を行う。

- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 町は、通訳ボランティア等の派遣が必要な場合は、県を通じて、他の市町、他県、関係団体等に要請するものとする。
- (5) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入を行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- ・ 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- ・ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- ・ おむつ、補装具等生活必需品や粉・液体ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- ・ 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援

- ・ 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- ・ 医療福祉等総合相談窓口の設置

第29節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

総務班、環境衛生班

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第30節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。なお、具体的な水防活動等については、本節のほか、町水防計画によるものとする。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

総務班、消防班

1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

町は、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化する。

2 水防活動

- (1) 町は、河川管理者から通知があったとき、又は水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
なお、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。
 - ① 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
 - ② 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携
- (2) 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (3) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防水操作を行う場合等（ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等）には、県土木事務所から、直接、町長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- (4) 町は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険な状態となるおそれがあるときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の隣接町に通報

しなければならない。また、決壊箇所については、町、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- (6) 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (7) 水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

3 土砂災害防止活動

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

第31節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

総務班、土木班、消防署

1 情報の収集及び伝達

町は、海難等の災害が発生したときは、県や関係機関と連携し被害情報等の収集伝達を行う。

2 町の応急対策

- (1) 海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ① 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - ・ 河川及び湖沼における船舶
 - ② 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ 上記以外の船舶
- (3) 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

3 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第32節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

総務班、環境衛生班

1 情報の収集及び伝達

町は、海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次の情報を把握し、県や関係機関に通報、連絡する。

(1) 通報事項

- ① 事故発生又は発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④ 現場の気象及び海象
- ⑤ その他必要事項

2 町の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 事業者の応急対策等

(1) 油等の流出が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。

(4) 必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

第33節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したときは、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

総務班、保健医療民生班、消防班

1 情報の収集及び伝達

町は、航空機の墜落等の事故が発生したときは、被害情報等の収集に努め、県や高松空港事務所、警察等の関係機関に伝達する。

2 町の応急対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に準じて、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第34節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したときは、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

土木班

1 情報の収集及び伝達

町は、道路災害や事故が発生したときは、被害情報等の収集に努め、県や道路管理者等の関係機関に伝達する。

2 道路管理者等の応急対策

- (1) 町は大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、道路管理者、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第35節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、LPガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したときは、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

総務班、消防署、消防班

1 情報の収集及び伝達

町は、危険物災害が発生したときは、被害情報等の収集に努め、県や警察署、事業所等の関係機関に伝達する。

2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市町、警察等に通報するとともに、状況に応じ警察、消防等に通報する。一方で、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、随時事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関に通報するとともに、自衛消防組織等により迅速に消火活動や避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを行い、必要に応じ、応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の事業者に対する措置に加え、周辺住民等への避難指示、避難誘導など被害の拡大防止を図るものとする。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第36節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるときは、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

総務班、消防署、消防班

1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

第37節 林野火災対策計画

林野火災が発生したときは、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

総務班、農林水産商工班、消防署、消防班

1 町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポートの確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

第38節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動等の応急対策を行う。

総務班、農林水産商工班、香川県広域水道企業団、消防署、消防班

1 町の応急対策

(1) 広報相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入と支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

2 水道事業者の応急対策

(1) 水道水の安全性の確保

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国及び県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

1 原状復旧

- (1) 町及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害において、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑みて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な地域の形成と生活機能の更新を図るものとする。
- (3) 町は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。
- (4) 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め

るとともに、関係行政機関、被災地方公共団体等に必要な働きかけを行うなど復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

1 災害復旧事業の種別

町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
- ⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 公営住宅災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公立医療施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努めるものとする。

3 激甚災害の指定

町は、被害の規模が大きく、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害の指定が必要であると判断されるときは、速やかに被害の状況を調査し、県に対し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要請するとともに、県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

1 生活相談・情報提供

町は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。また、本町以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・り災証明の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を認定し、り災証明を交付する。

なお、町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 県への要請

町は、災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対し必要な支援を要請する。

(3) 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時にり災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や、り災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。併せて、効率的なり災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項

等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

5 生活福祉資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得者が自立更生するのに必要な経費について、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金等の貸付制度の活用を図る。

6 母子福祉資金の貸付け

町は、母子福祉資金貸付等に関する法律に基づき、母子家庭に対する資金の貸付事業の活用を図る。

7 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、その生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行い、県へ提出するものとする。

町は、住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書の取りまとめと県への提出等を行う。

8 税の減免及び納税の猶予等

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

9 国民健康保険被保険者に対する措置等

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

10 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するた

- め、被災者に対する就職相談及び職業紹介を行う。
- (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- ア 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。
- (3) 労働保険料等の納付の猶予
- 香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

11 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

12 被災中小企業者の復興支援

- (1) 町及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、かがわ産業支援財団による小規模企業者等設備導入資金の貸付、信用保証協会による融資の補償等が、迅速かつ円滑に行われるよう、県との連携により必要な措置を講じる。

13 被災農林漁業者の復興支援

町は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資等が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

- (1) 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、その他の金融機関が、被害を受けた農林水産業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導・斡旋
- (2) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進及び利子補給・損失補償の実施
- (3) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資斡旋
- (4) 株式会社日本政策金融公庫資金・農業近代化資金、漁業近代化資金等の既往貸付資金にかかる償還猶予等の措置

14 住宅金融対策

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構資金の斡旋等を行う。

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失及び一部破損家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の金融が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を受けた関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋について、町は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となった場合は、融資の希望者、被害程度等その実態を把握したうえで、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の内容を周知せしめる等必要な処置をとり、借入申し込みにあたっては、その手続き上の指導を行う。

(4) 住宅緊急改良資金の貸付

町は被害を受けた住宅の復興を図るために住宅の改良、補修に要する資金の融資の斡旋を行う。

15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、住民及び他の市町、都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

1 義援金等の受付及び保管

町は、町に寄託された義援金品及び町長あての見舞金の受付を行い、義援品については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。

2 義援金等の配分等

町は、町で受け付けた義援金品及び県等から送付された義援金品を社会福祉協議会等の関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。

3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。